

第 4 回

石巻地域合併協議会

〔開催日：平成15年10月9日(木)〕
〔場 所：石巻ルネッサンス館〕

石巻地域合併協議会事務局

第4回 石巻地域合併協議会 資料目次

報告事項

報告第 21 号	合併協議会委員及び小委員会委員の変更について・・・・・・・・・・	P 1
報告第 22 号	石巻地域合併協議会第 1 小委員会について・・・・・・・・・・	P 2
報告第 23 号	新市の名称募集要領について・・・・・・・・・・	P 6
報告第 24 号	石巻地域合併協議会第 2 小委員会について・・・・・・・・・・	P 9
報告第 25 号	石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について・・・・・・・・・・	P 13

議決事項

議案第 6 号	平成 15 年度 石巻地域合併協議会補正予算(案)について・・・・・・・・	P 20
---------	---------------------------------------	------

協議事項

協議第 8 号の 2	電算システム事業の取扱い(協定項目 24)について・・・・・・・・・・	P 21
協議第 9 号の 1	一般職の職員の身分の取扱い(協定項目 10)について・・・・・・・・・・	P 22
協議第 10 号の 1	事務組織及び機構の取扱い(協定項目 13)について(その 1)・・・・	P 23
協議第 11 号の 1	男女共同参画事業の取扱い(協定項目 25-1)について・・・・・・・・・・	P 24
協議第 12 号の 1	姉妹都市・友好都市交流の取扱い(協定項目 25-2)について・・・・	P 25

提案事項

協議第 13 号	財産の取扱い(協定項目 5)について・・・・・・・・・・	P 27
協議第 14 号	地方税の取扱い(協定項目 9)について(その 1)・・・・・・・・・・	P 51
協議第 15 号	条例・規則等の取扱い(協定項目 12)について・・・・・・・・・・	P 62
協議第 16 号	国際交流事業の取扱い(協定項目 25-3)について・・・・・・・・・・	P 69
協議第 17 号	広報・広聴関係事業の取扱い(協定項目 25-4)について・・・・・・・・	P 75

その他

・第 5 回	石巻地域合併協議会の日程について・・・・・・・・・・	P 84
--------	----------------------------	------

第4回 石巻地域合併協議会 次第

日 時：平成15年10月9日(木)
午前9時30分～
場 所：石巻ルネッサンス館
1階 マルチ交流ホール

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長あいさつ

4 会議録署名委員の指名

5 議 事

(1) 報告事項

- 報告第 21 号 合併協議会委員及び小委員会委員の変更について
- 報告第 22 号 石巻地域合併協議会第1小委員会について
- 報告第 23 号 新市の名称募集要領について
- 報告第 24 号 石巻地域合併協議会第2小委員会について
- 報告第 25 号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について

(2) 議決事項

- 議案第 6 号 平成15年度 石巻地域合併協議会補正予算(案)について

(3) 協議事項

- 協議第 8 号の 2 電算システム事業の取扱い(協定項目24)について
- 協議第 9 号の 1 一般職の職員の身分の取扱い(協定項目10)について
- 協議第10号の 1 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)について(その1)
- 協議第11号の 1 男女共同参画事業の取扱い(協定項目25-1)について
- 協議第12号の 1 姉妹都市・友好都市交流の取扱い(協定項目25-2)について

(4) 提案事項

- 協議第 13 号 財産の取扱い(協定項目5)について
- 協議第 14 号 地方税の取扱い(協定項目9)について(その1)
- 協議第 15 号 条例・規則等の取扱い(協定項目12)について
- 協議第 16 号 国際交流事業の取扱い(協定項目25-3)について
- 協議第 17 号 広報・広聴関係事業の取扱い(協定項目25-4)について

(5) その他

- ・第5回 石巻地域合併協議会の日程について

6 そ の 他

7 閉 会

報告第 2 1 号

石巻地域合併協議会委員及び小委員会委員の変更について

次のとおり協議会委員及び小委員会委員に変更があったので報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

1 規約第 7 条第 1 項第 4 号に定める委員（学識経験を有する者）

団 体 名	変 更 後	変 更 前	備 考
雄 勝 町	山 下 三 和 子	伊 藤 弘	

2 第 2 小委員会委員

団 体 名	変 更 後	変 更 前	備 考
雄 勝 町	山 下 三 和 子	伊 藤 弘	

報告第 2 2 号

石巻地域合併協議会第 1 小委員会について

石巻地域合併協議会第 1 小委員会（第 2 回）の開催結果について，別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

平成15年9月29日

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫 殿

石巻地域合併協議会第1小委員会
委員長 山下壽郎

石巻地域合併協議会第1小委員会（第2回）の報告について

石巻地域合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、別紙のとおりご報告いたします。

第2回石巻地域合併協議会第1小委員会 概要報告書

開催日時 平成15年9月27日(土) 午後1時00分から

開催場所 宮城県石巻合同庁舎 5階 大会議室

出席委員 21名出席

項目

1 会議録署名委員の指名について

次のとおり指名した。

若山憲彦(桃生町2号委員)

生出太郎(雄勝町4号委員)

2 協議事項

(1) 新市の名称募集要領(案)について

- ・第1小委員会資料(P1~P10)のとおり、事務局から説明を受け、協議の結果、下記のとおり確認した。

新市の名称募集要領(案)について
<ul style="list-style-type: none">・募集要領(案)については、新市名称応募箱設置場所に県石巻合同庁舎を追加することで原案のとおりとする。・募集記載内容に不備があった場合は、無効とする。

【質疑内容】

・新市名の決定方法について

仮に、「石巻」という名称に多数意見が入らなかった場合は、削除されるのか。

応募数の取扱いはどのようにするのか。多いものから順に選定するのか。

(事務局回答)

については、あくまで小委員会の協議の場で検討することとなる。

については、応募数はあくまで参考にとどめ、応募作品の中から小委員会で候補名を選定し、最終的には協議会で決定するものである。

(その他の意見)

- ・募集要領8(2)応募作品の位置づけに「同一名称の応募数については、選定の際の参考に留める」とあるが、表現の仕方があいまいで、透明度を高めるべきものが濁ってしまうのではない心配である。
- ・小委員会の中で、「新市名称は“石巻”でよい」という意見が大多数であり、またその情報は公開されているのに公募するということは、住民に対する裏切り行為のような気がして、感情的な部分を割り切ることができない。
- ・当委員会で新市名は“石巻”でよいという意見が大多数なので、公募作品の一番多い名称をとるともしないと、委員会の押し付けになりかねないのではないか

- ・公募する前に“石巻”ありきの話をするのはどうかと思う。
- ・募集する際に、「委員会では“石巻”という意見がある」という意向を住民に示し、同時に住民に新市名のアイデアを問うのはいかがなものか。
- ・募集を行うにあたり、しぼりをかけて行うということはどうかと思う。
- ・応募数で名称を決めるのではなく小委員会・協議会で決定するのだから、当委員会で多数をとるということにこだわらなくてもよいのではないか。
- ・応募箱の設置場所に、県の合同庁舎を追加してほしい。

(2) 1市6町の庁舎及び組織等の現状について

- ・第1小委員会資料(P11～P14)のとおり事務局から説明を受け、下記のとおり確認した。

<p>1市6町の庁舎及び組織等の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各庁舎の視察日程については、1日で石巻市役所（渡波支所など）・河北町役場・河南町役場を回る日程とする。参加が可能なかぎり出席する。 <p>日 時 平成15年10月17日（金）（詳細については後日連絡する。）</p>
--

(3) 今後のスケジュールについて

- ・第1小委員会資料(P15)のとおり事務局から説明を受け、視察予定日（10月21日）が削除されることを確認した。

(4) 次回開催日程について

- ・日程調整の結果、次のとおり確認した
- 開催日 平成15年10月17日（金）
- 場 所 後日連絡

報告第 2 3 号

新市の名称募集要領について

石巻地域合併協議会第 1 小委員会において決定された「新市の名称募集要領」について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

新市の名称募集要領

1 公募の趣旨

石巻市，河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，牡鹿町（以下「1市6町」という。）を合併して設置する新市の名称について，住民の意向を踏まえるとともに，新しいまちづくりへの住民の参画を図るため，公募するものとする。

2 応募資格

1市6町に現在居住している小学生以上の方及び同地域に通勤，通学している方

3 周知の方法

協議会だより，協議会ホームページ，各市町の広報紙をはじめ，報道機関への広報依頼等を積極的に行う。

4 応募の内容

(1) 応募方法

応募は次に掲げる方法のいずれかとし，1人につき1点とする。また，1人で複数応募した場合には無効とする。

応募用紙 全世帯に配付及び別紙公署窓口に設置された応募用紙での応募

官製はがき，封書

〒986-0812 石巻市東中里一丁目4番32号（宮城県石巻合同庁舎内）
石巻地域合併協議会事務局 「新市名称募集」係

ファックス 0225-94-0861

電子メール i-soumu@juno.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.i-gappei.com>

(2) 名称の表し方

漢字（ふりがなを付ける）・ひらがな・カタカナ，又，その組み合わせは問わない。

読み書きが容易な名称で，次のいずれかがイメージできる名称とする。

新市が地理的にイメージできる名称

新市の特徴を表す名称

新市の歴史・文化にちなんだ名称

新市を対外的にアピールできる名称

新市の名称には，1市6町の名称を使用してもかまわないものとする。ただし，現在1市6町以外の市町村で使用している名称は除くものと

する。(岩手県北上市)

(3) 募集記載内容

- ・新市の名称(ふりがな)・提案の理由・住所・氏名・年齢・電話番号
- ・勤務先又は通学先

5 公募期間

平成 15 年 10 月 16 日(木)～平成 15 年 11 月 13 日(木)までとする。
郵送の場合も 11 月 13 日必着とする。

6 懸賞

各懸賞については次のとおりとする。

- 名付け親大賞 1 名 10 万円(商品券)と 5 千円相当地場産品
(新市名称に採用された名称を応募した者の中から抽選で決定する。)
- 名付け親賞 5 名 1 万円(商品券)と 3 千円相当地場産品
(新市名称候補として小委員会で選定し、協議会に提案された名称を応募した者の中から抽選で決定する。)
- 21 世紀賞 21 名 5 千円相当地場産品
(上記以外の中から抽選による。)

7 発表

各賞を受賞された方の発表は平成 16 年 1 月頃とし、協議会だより、協議会ホームページ及び構成市町の広報紙等により行う。

8 その他

(1)応募作品の権利関係

応募された作品に関する一切の権利は、当協議会に帰属する。

(2)応募作品(新市名)の位置づけ

応募された作品の中から新市名を決定することとする。

ただし、同一名称の応募数については、選定の際の参考に留めるものとする。

(3)新市名の決定方法

小委員会で応募作品の中から新市の名称としてふさわしい候補名を選定し、協議会での協議により新市名を決定する。

報告第 2 4 号

石巻地域合併協議会第 2 小委員会について

石巻地域合併協議会第 2 小委員会（第 2 回）の開催結果について，別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

平成15年9月29日

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫 殿

石巻地域合併協議会第2小委員会
副委員長 阿部仁州

石巻地域合併協議会第2小委員会（第2回）の報告について

石巻地域合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、別紙のとおりご報告いたします。

第2回石巻地域合併協議会第2小委員会 概要報告書

開催日時 平成15年9月27日(土) 午後3時00分から

開催場所 宮城県石巻合同庁舎 5階 大会議室

出席委員 22名

項目

1 会議録署名委員の指名について

次のとおり指名した。

阿部吉治(石巻市3号委員)

阿部敏男(牡鹿町4号委員)

2 協議事項

当初予定の協議事項の協議に入る前に、阿部(吉)委員から以下の動議がなされた。

- ・地元新聞紙に掲載された、雄勝町の住民有志が、町と町議会に「議員の在任特例を適用しないでほしい」とする要望書を提出した記事の中に、伊藤委員長の名前・写真が掲載された件について、小委員会において協議中であるにもかかわらず自分の意思を明確に表現したことは、小委員会の意向がその方向に向いているとの誤解を地域住民に招く恐れがあり、第2小委員会委員長としての立場上より慎重な姿勢を願うものである。よって議事に入る前に、委員長に席をはずしてもらい、その行動如何について協議していただきたい。

阿部(吉)委員の動議に賛同する意見あり

5分休憩(委員長退席)

伊藤委員長、阿部副委員長、武者副委員長が別室にて協議を行い、阿部副委員長が委員長代理として議長を務め協議再開

- ・今回の行動は、委員長という立場上ふさわしくないもので、別に再度委員長を選任してほしい。
- ・委員長を退任させるべきではない。もし退任させる場合は委員として残すべき。
- ・委員を辞任させる権限は当小委員会にないので、委員長としての身分をどう取扱うか協議してほしい。
- ・今回の言動について謝罪してもらい、再度委員長をお願いしたらどうか。

伊藤委員長の意思を確認してから決定する方向で、再度休憩

7分休憩

伊藤委員長の意思を報告

謝罪する意思はない。委員長を退きたい。

- ・委員長として中立的立場にない方が委員長であるというのはうまくないと思う。議員の身分以外の案件のみ委員長としてはどうか。
- ・委員として今回のような民間の運動に参加してもよいのか。そのへんを今回はっきり協議すべき。
- ・本人が不在の中で協議してもすまないもので、委員長をいれて協議すべきである。また、個人的意見として今回のような民間の運動には参加しないということを委員それぞれが申し合わせ事項として心にとどめるべきではないか。

・伊藤委員長も参加してもらい、新委員長を決定する方向でよろしいか。

伊藤委員長に中にはいってもらい、協議を進めることで委員一同確認

伊藤委員長が入室し、意見を述べる

私は町民の代表として協議会・委員会へ参加している。今回報道された内容の経緯を説明すると、自ら民間の運動を扇動したのではなく、全地区会長さん、全婦人会長さんの話合いの場を設けて民間の意見を聴取し、あくまで町民代表として地区会長さんが先導して申し入れたものである。

ただ、個人的にはこのような合併の協議に民間の意見を取り入れないというのはいかなるものかと思っている。今回の言動について間違ったことをしたとは思っていないので、陳謝する意味は毛頭ない。委員長、委員とも辞任する考えである。

伊藤委員長の辞任については当委員会は認めるが、委員としての身分の取扱いについては当委員会の権限には属さないので、町の意向を確認する方向で委員一同確認。

伊藤委員長退席

阿部副委員長から、新委員長の選出は雄勝町の委員が決定した後全員そろってから進めるか、委員長不在の状態で議事だけすすめるか確認をとったところ、全員そろってから新委員長の選任・議事を進める方向で決定

- ・雄勝町長と相談してから、その結果について（伊藤委員の辞任・新委員の選任等）協議会に諮る。（事務局より）
- ・今後今回のように意見が食違い、委員を辞任するなどの事態が発生しないともいえない。委員が抜けた場合協議をストップさせておくのか。その取扱いについて、決めておいた方がよいのではないか。
- ・小委員会規定第4条（委員長及び副委員長）に、「委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する」と謳っているので、その部分を適用したらどうか。

(1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

定数及び任期について

選挙区について

報酬について

後日協議とする。

(2) 今後のスケジュールについて

(3) 次回開催日程について

- ・事務局から、次回の協議会10月9日（木）で新委員の選任等が承認されたら、同日の午後には会議を設けたい旨の提案があり、次のとおり確認した。

開催日 平成15年10月9日（木）午後1時～

場所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

報告第 2 5 号

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会(第 4 回)の開催結果について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

「新市まちづくり計画検討委員会 第4回」記録

開催月日	平成 15 年 9 月 19 日（金）午後 1:30～
会 場	ルネッサンス館 マルチ交流ホール
主 題	グループワーク：まちづくりの基本理念、基本方針をつくる（まとめ）
議 事	1．前回の振り返りと本日の予定説明 2．グループワーク及び全体会議 （ 1 ）基本理念のまとめ （ 2 ）基本方針のまとめ 3．アドバイザーからの総評 4．中間案提言書のまとめについて 5．その他（次回の日程について ほか）
資 料	・新市まちづくり計画検討委員会第3回記録 ・新市まちづくり計画検討委員会第3回グループワークまとめ （ A：基本理念 / B：基本方針）

1．前回の振り返りと本日の予定説明

特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター 常務理事 紅邑晶子氏より、前回（第3回）のグループワーク結果の振り返りと本日（第4回）のグループワークの進め方およびスケジュール予定が説明された。

5 グループに再編成

各グループには、マジックペン、A4用紙（白・黄）、大きめのポスト・イット（黄）を用意した。

2．グループワーク及び全体会議

特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター 常務理事 紅邑晶子氏の指導に従って、前回（第3回）の検討結果をもとに、基本理念の絞り込みと基本方針の補正に向けたグループワークが行われ、それぞれグループ毎に検討結果を発表した。そして、同 NPO センター 代表理事 加藤哲夫氏により、基本理念、基本方針それぞれについて、グループ毎に検討された内容を全体調整し、委員全員による合意形成を行った。

（ 1 ）基本理念のまとめ

- 第3回グループワークまとめ＜ A：基本理念 / バリエーション ＞の資料をもとに、各グループ毎に最もふさわしいと思うものを選択する検討作業を行った。
- 選択したバリエーションの3つの柱（キーワード）をA4用紙（白）に記載し、その説明文（思い）を20～30文字に整理した。なお、この作業においては、柱（キーワード）の変更やシートの追加も可とした。
- 各グループ毎に、選択した基本理念のバリエーションとA4用紙3枚に記載した

3つの柱のキャッチフレーズをホワイトボードに掲示し、代表者が内容を発表した。

- 特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター 代表理事 加藤哲夫氏により、各グループがA4用紙(3枚)に記載した基本理念をバリエーション毎に壁に掲示した後、「快適」「活力」「協働と創造」を3つの柱(キーワード)とする理念構成に再度グルーピングを行い、その考え方を説明した。

集約された討議結果(基本理念)については、別紙の【新市まちづくり計画検討委員会第4回グループワークまとめ<A:基本理念>】を参照。

(2) 基本方針のまとめ

- 第3回グループワークまとめ<B:基本方針>の6項目およびその内容を示した施策方針シートを振り返り、項目毎に不足する施策分野をポスト・イットに記載するとともに、それをグルーピングしてA4用紙(黄)に集約した。

- 上記の作業の中では、項目の追加、独立も可とし、「情報化」「コミュニティ」などが提案された。

- 各グループ毎に、A4用紙に集約した追加すべき施策分野を項目毎にホワイトボードに掲示し、代表者が内容を発表した。

- NPO センター 代表理事 加藤哲夫氏が、各グループが作成した追加シートを項目毎に再度グルーピングし、全体を壁に提示してポイントの解説を行った。防災対策の視点が欠けていることが判明し、追加することとした。

集約された討議結果(基本方針)については、別紙の【新市まちづくり計画検討委員会第4回グループワークまとめ<B:基本方針>】を参照。

3. アドバイザーからの総評

石巻専修大学経営学部教授 木伏良明氏

- 基本理念については、3つのキーワードに集約されたが、観点を換えれば様々な組み立てが考えられる。今回の議論で、 $3 \times 3 = 9$ の言葉(キーワード)が提示されたが、それにどんな意味をこめられるか? 皆さんの議論に豊かな創造力を感じた。

- 地域が自立するためには、まず個人の自立が必要である。一人ひとりが政治、経済、子育てなどに関心をもつようになることが大切であり、そこに住民参加が生まれる。豊かなまちづくりには豊かな想像力が必要であり、そのためにも「協働」が求められる。

- 経営学の基礎である組織論において「コーポレイティブ・システム」という言葉があり、それが「協働」と訳された。協働は組織の基本であり、共に働き、共に汗を流すことを意味する。一人ひとりが自立しながら働くのが組織である。

- まちづくりもこれと全く同じである。各地域やそこに住む個人が自立しながらネ

ットワークで結ばれている。都市と農村があるにせよ、それぞれが自立し、コミュニティで結ばれ、相互が助け合っている。

- 自立した住民が地域に暮らし、行政と協働することが住民参加であり、そのポイントは情報公開である。一方通行ではない情報提供が必要である。情報公開はホームページなどIT化の推進で広まっているが、情報を得ていない住民が多いのではないか。情報化社会が進展する中でパソコン操作技能の習得は不可欠となっている。グループワークによる提案もあったが、まちづくりにおいてIT化に関する項目の追加は不可欠と考える。情報により住民参加が広がり、協働が実現していく。

4. 中間案提言書のまとめと提言の仕方について

- 伊藤委員長から中間案提言書のまとめについて、起草委員を選定して検討を行ったらどうかとの提案があり、承認される。委員長を含む各市町の代表7名と職員代表2名に木伏先生（アドバイザー）を加えた合計10名とすることとした。
- 起草委員がまとめた中間案提言書については、全委員に送付し、意見を求める。

5. その他（次回の日程について ほか）

- 本委員会の中間案提言書を受けて、10月には新市まちづくり計画の中間案が策定される。この中間案をもって11月には各地域での住民懇談会が開催され、中間案に対する意見を求めることになるので、本委員会の次回（第5回）の開催は住民懇談会が終わった後とし、それまで中断する。
- 伊藤委員長から、この中断期間を利用して委員会メンバーによる懇親会を行うことが提案され、承認された。日時などを決定した後、全員に案内通知を行うこととした。

以上（閉会 16:35）

快 適

豊かな自然と共に、安心して安全な暮らしのできるまちづくりを進めます。

幸 福

安心、安全、安定
住み良い生活環境
子供達が夢や希望の
持てるまち
人情とコミュニケーション

快 適

住んでいる人が安心して心豊かに暮せるまちづくり
安心 生涯学習の充実、保健・福祉・医療の充実、ライフラインの充実
心豊か 生活が安定していること、自然との共生

快 適

安心して暮せる
安全で豊かな
しあわせ
幸福なまち

快 適

〔アメニティ〕
豊かで安心して暮せるまちづくり

活 力

地域の人、歴史、文化、産業を活かした、個性あるまちづくりを進めます。

個性と調和

各地域の個性を活かし、調和のとれたまちづくり

個 性

豊かな自然と地域に存在する資源の有効活用と人材の育成

個 性

〔アイデンティティ〕
豊かな自然資源と人材を活かしたまちづくり

活 力

人材育成
・個性があって光る
・多様な人材
・創造性が豊かな地域産業の活性化
職・住・遊・学

協働と創造

地域の人材や豊かな資源を融合させ、住民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

創 造

地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、住民と行政が協働するまちづくりをします。

協 働

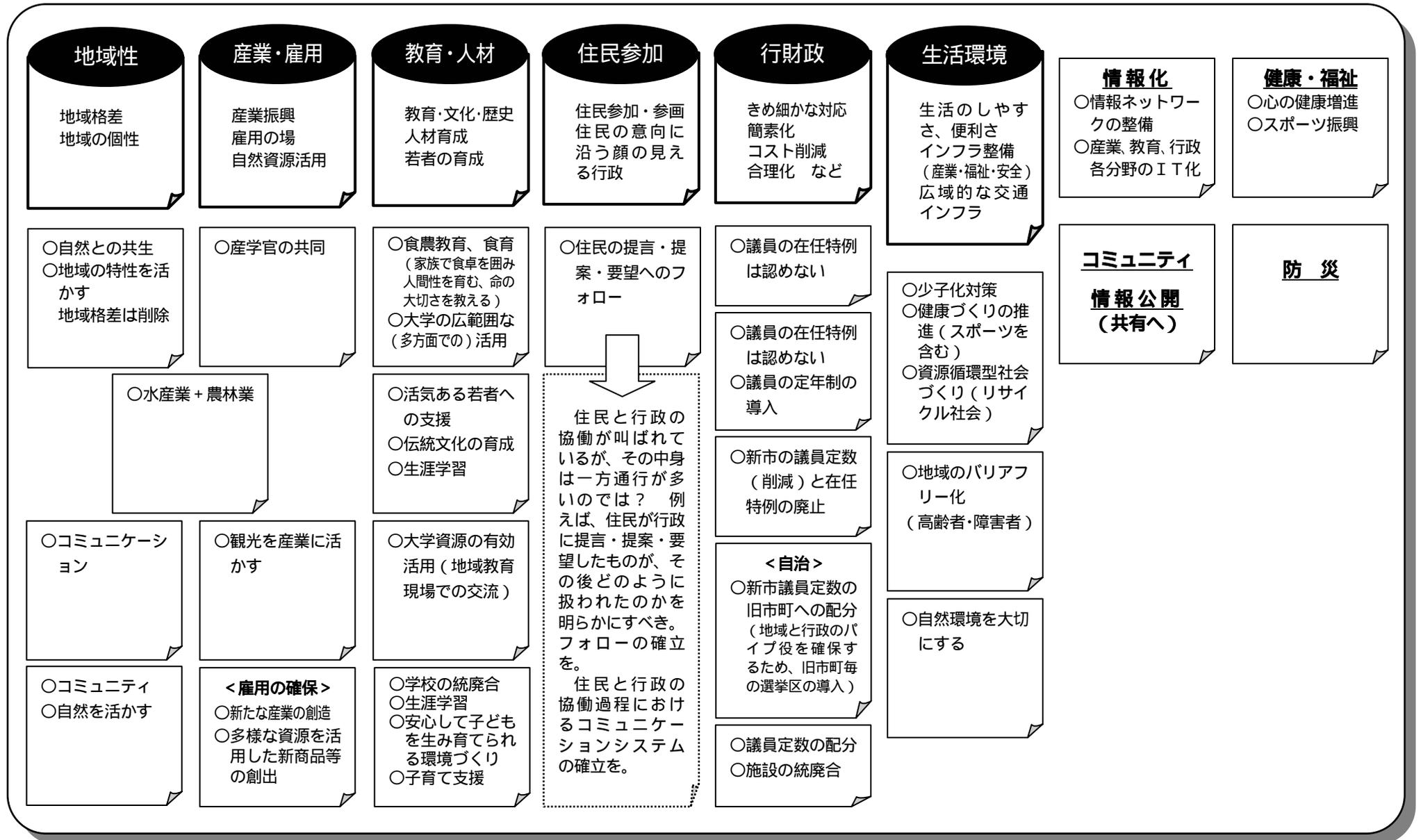
地域の特性を活かした住民参加のまちづくり

創 造

〔クリエイション〕
住民と行政の協調・協働による、魅力と活力のあるまちづくり

共 感（創造）

協働
達成感 充実感



新市の基本理念・基本方針（まとめ案）

新市まちづくりの基本理念

快適・幸福

豊かな自然と共生しながら、誰もが安心して快適に暮らし、幸福感を実感できるまちづくりを進めます。

個性・活力

地域の人、自然、歴史、文化、産業などがかがやく、地域性を活かした個性と活力のあるまちづくりを進めます。

協働・創造

地域の人材と豊かな資源を融合させ、住民と行政の協働による創造力に満ちたまちづくりを進めます。

新市まちづくりの基本方針

子育て・教育

子育て支援
青少年育成
生涯学習
学校教育
社会教育
食農教育
歴史、伝統文化
大学との連携

健康・福祉

スポーツ振興
心身の健康づくり
安心できる医療
福祉、ボランティア
地域のバリアフリー化

産業・雇用

産業振興
産業間連携
観光の育成
新たな産業と雇用の創造
産学官の連携

生活環境

安全で便利な生活環境づくり
防災対策
暮らしと産業のインフラ整備
広域的な交通インフラの整備

環境共生

環境共生社会への取り組み
自然保護、環境保全
資源循環型社会づくり（リサイクル社会）
快適で環境にやさしい住生活

市民活動・人材

コミュニティ
市民活動支援
まちづくり人材の育成
青年活動（活気ある若者への支援）
男女共同参画
地域間交流
国際化、国際交流

協働まちづくり

双方向型の広報・広聴、情報公開
市民参加
顔の見える行政
行政機能の強化、簡素化、合理化
きめの細かな行政サービス
財政運用の効率化

情報化

情報ネットワークの整備
まちづくり各分野におけるIT化の推進

議案第6号

平成15年度石巻地域合併協議会補正予算(案)について

平成15年度石巻地域合併協議会補正予算(案)について、下記のとおり提案する。

平成15年10月9日提出

石巻地域合併協議会

会長 土井喜美夫

記

平成15年度 石巻地域合併協議会 補正予算(案)

(歳出)

(単位:千円)

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
2	事業費		38,674	0	38,674			
	1	事業費	38,674	0	38,674	8	275	新市名称募集懸賞代
		1				11	357	印刷製本費 357
						13	632	新市名称応募状況集計業務 400 事務事業一元化支援業務 1,100 新市まちづくり計画策定支援業務 2,132
歳出合計			60,448	0	60,448			

協議第 8 号の 2

電算システム事業の取扱い（協定項目 24）について

電算システム事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	電算システム事業の取扱い（協定項目 24）
調整方針	電算システムの統合に当たっては，「石巻地域電算システム統合化基本方針」に基づき，住民サービスの低下を招かないよう調整する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日 （確認・継続協議）

平成 1 5 年 9 月 2 5 日 （確認・継続協議）

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

協議第9号の1

一般職の職員の身分の取扱い（協定項目10）について

一般職の職員の身分の取扱いについて、協議を求める。

平成15年10月9日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項 目	一般職の職員の身分の取扱い（協定項目10）
調整方針	<p>一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 1市6町の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐ。2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。3 職員の職名及び職務については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。4 職員の給与については、新市において、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については現給を保障する。

平成15年 9月25日 （確認・継続協議）

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

協議第 10 号の 1

事務組織及び機構の取扱い(協定項目 13)について(その 1)

事務組織及び機構の取扱いについて、協議を求める。

平成 15 年 10 月 9 日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項 目	事務組織及び機構の取扱い(協定項目 13)
調整方針	<p>新市の事務組織及び機構については、次の事項を基本として合併時までに調整する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮したものであること2 市民が利用しやすく、わかりやすいこと3 市民の声を適正に反映できること4 簡素で効率的であること5 新市建設計画を円滑に遂行できること6 指揮命令系統が明確で、責任の所在が明らかであること7 地方分権時代における新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できること

平成 15 年 9 月 25 日 (確認・継続協議)

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

協議第 11 号の 1

男女共同参画事業の取扱い（協定項目 25-1） について

男女共同参画事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 15 年 10 月 9 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	男女共同参画事業の取扱い（協定項目 25-1）
調整方針	<p>男女共同参画事業の取扱いについては次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1．男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき，石巻市の例を参考に，新市としての男女共同参画社会の実現を目指す行動計画を策定することとし，実施計画については，新市において検討する。2．「男女共同参画推進条例」については，石巻市の例により新市において制定する。3．庁内の男女共同参画推進に関する連絡会議については，新市に引き継ぐものとし，設置要綱は石巻市を参考に新市において制定する。4．女性施策の推進に係る啓発事業に関することについては，石巻市の例により，新市においても実施する。5．女性人材リストに関することについては，新市において策定することとしている行動計画の中で女性委員の目標登用率を掲げ，継続して推進に努める。6．女性の相談日開設に関することについては，石巻市の例により，新市においても実施する。

平成 15 年 9 月 25 日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 1 2 号の 1

姉妹都市・友好都市交流の取扱い（協定項目 25-2）について

姉妹都市・友好都市交流の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	姉妹都市・友好都市交流の取扱い（協定項目 25-2）
調整方針	姉妹都市・友好都市については，現行のまま新市に引き継ぐが，新市移行後相手方の意思を確認した後，改めて調印する方向で協議を進める。

平成 1 5 年 9 月 2 5 日 （確認・継続協議）

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

協議第 1 3 号

財産の取扱い（協定項目 5）について

財産の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項目	財産の取扱い（協定項目 5）
調整方針	1 市 6 町の保有する財産及び債権債務は，すべて新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	5	協定項目の名称	財産の取扱い				
調整方針・内容	1市6町の保有する財産及び債権債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。						
項目 (総括)	石巻市		河北町		雄勝町		
主要な 財産	行政財産	土地 5,306,239 m ²	建物 389,860 m ²	土地 2,462,862 m ²	建物 70,276 m ²	土地 1,848,556 m ²	建物 47,249 m ²
	普通財産	土地 8,301,467 m ²	建物 10,302 m ²	土地 861,732 m ²	建物 2,466 m ²	土地 976,138 m ²	建物 6,743 m ²
	有価証券	426,264 千円		4,250 千円		15,620 千円	
	出資による権利	2,319,083 千円		134,931 千円		97,085 千円	
	債権	1,250,884 千円		135,588 千円		0 千円	
	基金	7,471,655 千円		2,031,004 千円		1,023,704 千円	
	債務	85,393,576 千円		7,020,304 千円		4,251,443 千円	
	債務負担行為に 基づく(平成15年度 以降支出予定額)	3,910,941 千円		153,375 千円		55,202 千円	

【参考法令】

・市町村の廃置分合をする場合において財産の処分を必要とするときには、「関係市町村が協議してこれを定める。」(地方自治法(以下「法」という。)第7条第4項)とされている。

・「財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」(法第237条第1項)とされており、「公有財産」とは、不動産、有価証券、出資による権利等とされている。(法第238条第1項)

・「公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。」(法第238条第3項)とされており、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」(法第238条第4項)とされている。

・「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で、現金(現金に代えて納付される証券を含む。)、公有財産に属するもの、基金に属するもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。」(法第239条第1項)とされており、「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」(法第240条第1項)とされている。

協議事項調整内容総括表

資料：平成14年度決算書 平成15年3月31日現在

専門部会		財務部会		分科会		管財分科会			
河南町		桃生町		北上町		牡鹿町		計	
土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物
921,439 m ²	60,473 m ²	357,399 m ²	47,611 m ²	463,381 m ²	24,745 m ²	420,527 m ²	77,010 m ²	11,780,403 m ²	717,224 m ²
土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物
1,254,557 m ²	1,263 m ²	1,438,176 m ²	1,391 m ²	888,008 m ²	460 m ²	11,250,361 m ²	6,546 m ²	24,970,439 m ²	29,171 m ²
2,218 千円		2,540 千円		2,760 千円		56,703 千円		510,355 千円	
161,335 千円		106,051 千円		62,344 千円		101,131 千円		2,981,960 千円	
173,277 千円		575 千円		45,297 千円		7,281 千円		1,612,902 千円	
3,164,090 千円		2,625,894 千円		1,872,544 千円		1,686,312 千円		19,875,203 千円	
11,610,636 千円		4,155,645 千円		3,561,114 千円		4,859,128 千円		120,851,846 千円	
1,921,925 千円		75,810 千円		47,754 千円		285,676 千円		6,450,683 千円	

・普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。（法第241条第1項）

・普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる。（法第230条第1項）

・歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。（法第214条）

石巻地域合併協議会

協定項目の番号		5		協定項目の名称		財産の取扱い							
調整方針・内容													
項 目 (公営企業) (地方公営 企業法適用分)	石巻市			河北町			雄勝町			河南町			
	資産額	減価償却 累計額	償還 未済額	資産額	減価償却 累計額	償還 未済額	資産額	減価償却 累計額	償還 未済額	資産額	減価償却 累計額	償還 未済額	
固定資産	土 地	763,940	0	763,940	26,479	0	26,479	850	0	850	36,109	0	36,109
	建 物	7,275,979	1,189,885	6,086,094	67,137	27,067	40,070	494,145	216,733	277,412	69,843	27,921	41,922
	器械・備品	3,094,857	2,041,412	1,053,445	401,694	271,621	130,073	258,258	173,489	84,769	478,485	393,833	84,652
	その他 償却資産	525,462	111,033	414,429	2,788,549	1,046,305	1,742,244	22,769	16,265	6,504	4,456,403	1,032,734	3,423,669
	建設仮勘定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,961	0	11,961
	無 形 固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0	80
	投 資	0	0	0	1,410	0	1,410	3,578	3,325	253	0	0	0
	小 計	11,660,238	3,342,330	8,317,908	3,285,269	1,344,993	1,940,276	779,600	409,812	369,788	5,052,881	1,454,488	3,598,393
債務	金 額	未償還残額			未償還残額			未償還残額			未償還残額		
	一時借入金	2,000,000 千円			0 千円			0 千円			0 千円		
	企業債 (借入資本金)	7,213,725 千円			673,441 千円			千円			1,928,287 千円		
	小 計	9,213,725 千円			673,441 千円			千円			1,928,287 千円		

石巻市：病院事業

河北町：上水道事業

雄勝町：病院事業

河南町：上水道事業

協議事項調整内容総括表

資料：平成14年度決算書 平成15年3月31日現在

専門部会			財務部会			分科会			管財分科会		
桃生町			北上町			牡鹿町			計		
資産額	減価償却 累計額	償還 未済額	資産額	減価償却 累計額	償還 未済額	資産額	減価償却 累計額	償還 未済額	資産額	減価償却 累計額	償還 未済額
8,478	0	8,478	0	0	0	1,121	0	1,121	836,977	0	836,977
64,755	27,152	37,603	0	0	0	1,678,996	129,755	1,549,241	9,650,855	1,618,513	8,032,342
0	0	0	0	0	0	496,606	135,388	361,218	4,729,900	3,015,743	1,714,157
2,121,788	677,668	1,444,120	0	0	0	49,900	11,910	37,990	9,964,871	2,895,915	7,068,956
0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,961	0	11,961
80	0	80	0	0	0	0	0	0	160	0	160
0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,988	3,325	1,663
2,195,101	704,820	1,490,281	0	0	0	2,226,623	277,053	1,949,570	25,199,712	7,533,496	17,666,216
未償還残額			未償還残額			未償還残額			未償還残額		
0千円			0千円			55,000千円			2,055,000千円		
894,299千円			0千円			0千円			10,709,752千円		
894,299千円			0千円			55,000千円			12,764,752千円		

桃生町：上水道事業

牡鹿町：病院事業

石巻地域合併協議会

協定項目の番号		5		協定項目の名称			財産の取扱い							
調整方針・内容														
項 目 (公有財産)		石巻市				河北町				雄勝町				
		土地	建物			土地	建物			土地	建物			
			木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計	
行政財産	本庁舎	4,489	93	5,237	5,330	7,521	0	4,041	4,041	7,204	0	3,550	3,550	
	その他の行政機関	14,241	3,620	5,722	9,342	5,139	230	687	917	2,531	617	281	898	
	行 政 の 財 他 産 の	学 校	557,332	11,597	188,322	199,919	236,588	469	32,584	33,053	83,821	4,928	17,454	22,382
		公営住宅	111,957	2,937	52,299	55,236	25,754	455	10,033	10,488	10,756	1,530	775	2,305
		公 園	252,560	101	86	187	2,583	460	71	531	21,192	0	0	0
		その他施設	4,365,660	10,766	109,080	119,846	2,185,277	5,425	15,821	21,246	1,723,052	5,534	12,580	18,114
	小 計	5,306,239	29,114	360,746	389,860	2,462,862	7,039	63,237	70,276	1,848,556	12,609	34,640	47,249	
普通財産	宅 地	129,086	0	0	0	0	0	0	0	23,746	0	0	0	
	田 畑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	山 林	8,047,593	0	0	0	791,012	0	0	0	830,502	0	0	0	
	そ の 他	124,788	1,005	9,297	10,302	70,720	1,187	1,279	2,466	121,890	5,590	1,153	6,743	
	小 計	8,301,467	1,005	9,297	10,302	861,732	1,187	1,279	2,466	976,138	5,590	1,153	6,743	
合 計	13,607,706	30,119	370,043	400,162	3,324,594	8,226	64,516	72,742	2,824,694	18,199	35,793	53,992		

項 目 (公有財産)		計				
		土地	建物			
			木造	非木造	計	
行政財産	本庁舎	42,932	2,701	18,337	21,038	
	その他の行政機関	48,294	6,477	9,621	16,098	
	行 政 の 財 他 産 の	学 校	1,391,634	21,469	308,327	329,796
		公営住宅	230,999	16,580	67,730	84,310
		公 園	636,188	689	1,615	2,304
		その他施設	9,430,356	50,542	213,136	263,678
	小 計	11,780,403	98,458	618,766	717,224	
普通財産	宅 地	305,612	1,609	1,505	3,114	
	田 畑	0	0	0	0	
	山 林	22,993,154	0	0	0	
	そ の 他	1,671,673	9,464	16,593	26,057	
	小 計	24,970,439	11,073	18,098	29,171	
合 計	36,750,842	109,531	636,864	746,395		

協議事項調整内容総括表

資料：平成14年度決算書 平成15年3月31日現在

専門部会		財務部会		分科会		管財分科会		単位：㎡							
河南町				桃生町				北上町				牡鹿町			
土地	建物			土地	建物			土地	建物			土地	建物		
	木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計
13,590	404	2,703	3,107	3,025	1,122	44	1,166	1,506	1,082	0	1,082	5,597	0	2,762	2,762
11,161	252	1,083	1,335	10,354	587	1,032	1,619	420	50	285	335	4,448	1,121	531	1,652
277,084	2,335	29,637	31,972	82,047	95	17,919	18,014	73,467	1,085	12,459	13,544	81,295	960	9,952	10,912
34,248	5,078	1,309	6,387	14,240	2,104	2,299	4,403	5,166	497	0	497	28,878	3,979	1,015	4,994
67,800	16	979	995	17,328	86	0	86	129,829	26	49	75	144,896	0	430	430
517,556	4,460	12,217	16,677	230,405	8,520	13,803	22,323	252,993	6,120	3,092	9,212	155,413	9,717	46,543	56,260
921,439	12,545	47,928	60,473	357,399	12,514	35,097	47,611	463,381	8,860	15,885	24,745	420,527	15,777	61,233	77,010
44,883	755	508	1,263	29,364	394	997	1,391	17,926	460	0	460	60,607	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
941,014	0	0	0	1,272,039	0	0	0	837,197	0	0	0	10,273,797	0	0	0
268,660	0	0	0	136,773	0	0	0	32,885	0	0	0	915,957	1,682	4,864	6,546
1,254,557	755	508	1,263	1,438,176	394	997	1,391	888,008	460	0	460	11,250,361	1,682	4,864	6,546
2,175,996	13,300	48,436	61,736	1,795,575	12,908	36,094	49,002	1,351,389	9,320	15,885	25,205	11,670,888	17,459	66,097	83,556

石巻地域合併協議会

協定項目の番号		5		協定項目の名称		財産の取扱い				
調整方針・内容										
項 目 (公共施設状況)			石巻市		河北町		雄勝町		河南町	
道路	実 延 長	m	583,829	478,461	57,936	446,865				
	改 良 済 延 長	m	480,669	108,431	33,136	177,972				
	舗 装 済 延 長	m	529,916	188,842	44,485	211,596				
橋 梁	橋 数	数	171	419	31	292				
	うち、永久橋数	数	169	396	30	283				
公 園	箇 所 数	箇所	76	3	1	9				
	面 積	m ²	1,655,636	144,494	20,671	85,432				
公 営 住 宅		戸	1,145	192	75	143				
漁 港	漁 港 数	港	8	1	11					
	けい留施設延長	m	1,670	379	2,260					
農 道 延 長		m	5,264	6,340	16,177	117,400				
林 道 延 長		m	23,384	47,189	7,255	6,362				
し 尿	処 理 人 口	人	34,726	9,134	4,009	7,251				
	年 間 処 理 量	kl	73,534	4,043	2,351	4,098				
ご み	処 理 人 口	人	119,106	13,439	5,382	18,112				
	年 間 処 理 量	t	54,877	3,932	2,620	5,764				
給 水 人 口		人	119,057	13,342	5,274	17,999				
下 水 道	処 理 面 積	ha	1,044	33		181				
	処 理 人 口	人	49,269	1,967		4,264				
農 集 排	処 理 面 積	ha				735				
	処 理 人 口	人				8,014				
合併処理浄化槽処理人口		人	11,341	511	270					
保 育 所	箇 所 数	箇所	13	4	2	5				
	定 員	人	990	140	90	300				
遊 児 園 童	箇 所 数	箇所	3	1	4					
	延 面 積	m ²	5,404	734	4,627					
幼 稚 園	箇 所 数	箇所	4	1						
	収 容 定 数	人	520	200						
老 人 憩 の 家		箇所		13	10	10				
小 学 校	学 校 数	箇所	19	5	3	6				
	児 童 数	人	7,089	732	282	968				
中 学 校	学 校 数	箇所	11	3	2	2				
	生 徒 数	人	3,542	432	195	579				
学 高 校 等	学 校 数	箇所	2							
	生 徒 数	人	1,272							

協議事項調整内容総括表

資料：平成14年度公共施設状況調べ 平成15年5月31日現在

専門部会	財務部会	分科会	管財分科会
桃生町	北上町	牡鹿町	計
290,125	86,935	92,354	2,036,505
167,097	46,368	49,168	1,062,841
119,456	57,338	84,822	1,236,455
160	69	45	1,187
160	67	44	1,149
1		1	91
68,000		144,896	2,119,129
47	6	124	1,732
	2	12	34
	1,202	3,366	8,877
4,026	42,910	12,431	204,548
3,591	14,115	6,509	108,405
5,931	3,352	3,745	68,148
1,962	1,350	1,188	88,526
8,639	4,417	5,398	174,493
2,247	1,255	2,513	73,208
8,546	4,416	5,398	174,032
	49	46	1,353
	1,112	1,527	58,139
			735
			8,014
495	467	157	13,241
1	3	2	30
90	150	130	1,890
		3	11
		1,199	11,964
1			6
120			840
12	1	4	50
3	3	4	43
452	237	233	9,993
1	2	3	24
283	128	145	5,304
			2
			1,272

石巻地域合併協議会

協定項目の番号		5		協定項目の名称		財産の取扱い					
調整方針・内容											
項 目 (公共施設状況)				石巻市		河北町		雄勝町		河南町	
本庁舎	箇所数	箇所		1		1		1		1	
	延面積	m ²		8,790		3,663		2,486		2,921	
出張所・	箇所数	箇所		5		1					
	延面積	m ²		2,110		36					
市民会館・公会堂			箇所	1		1					
公民館			箇所	14		1		1		1	
図書館			箇所	1							
その他の博物館			箇所	1				1			
体育館			箇所	1		4		1		1	
陸上競技場			箇所			1		1			
野球場			箇所	2		1					
プール			箇所	3				1			
病院	箇所数	箇所		1				1		1	
	病床数	床		206				75		196	
診療所	箇所数	箇所		2		1					
	病床数	床		13							
保健相談センター			箇所	1		1					

河北町については、大川支所が平成15年7月13日付廃止のため支所・出張所欄は となります。

協議事項調整内容総括表

資料：平成14年度公共施設状況調べ 平成15年5月31日現在

専門部会	財務部会	分科会	管財分科会
桃生町	北上町	牡鹿町	計
1	1	1	7
1,121	1,082	2,762	22,825
		1	7
		99	2,245
			2
5	2	5	29
			1
			2
2		1	10
			2
1	1	1	6
3			7
		1	4
		50	527
	1	1	5
			13
1	1	1	5

石巻地域合併協議会

協定項目の番号		5	協定項目の名称		財産の取扱い		
調整方針・内容							
項 目 (有価証券及び出資による権利)		石巻市	河北町	雄勝町			
有価証券	株 券	426,264 千円	4,250 千円	15,620 千円			
	石巻魚市場(株)	10,850 千円					
	東北電力(株)	705 千円					
	(株)仙台銀行	399 千円		12,000 千円			
	牡鹿半島開発(株)	6,000 千円		1,000 千円			
	(株)石巻青果	4,400 千円					
	(株)七十七銀行	6,390 千円					
	網島ライン(株)	700 千円					
	(株)宮城県食肉流通公社	320 千円	1,750 千円	120 千円			
	(株)オーテック	10,000 千円	2,000 千円	2,000 千円			
	石巻産業創造(株)	350,000 千円	500 千円	500 千円			
	宮城県開発(株)	6,500 千円					
	(株)街づくりまんぼう	30,000 千円					
	東京電力(株)						
	東日本電信電話(株)						
牡鹿産業(株)							
出資による権利	(財)石巻市救急医療事業団	20,000 千円					
	(社)石巻市水産加工排水処理公社	20,000 千円					
	(財)石巻市スポーツ振興財団	50,000 千円					
	(財)石巻市文化振興公社	120,000 千円					
	(財)石巻地域高等教育事業団	40,000 千円	1,386 千円	596 千円			
	石巻地域ふるさと市町村基金	990,000 千円	102,176 千円	55,973 千円			
	(財)石巻地区勤労者福祉サービスセンター	19,440 千円	1,350 千円	540 千円			
	石巻地区森林組合	793 千円	1,911 千円	334 千円			
	石巻地区土地開発公社	6,100 千円	400 千円	200 千円			
	(財)石巻湾漁業振興基金	210,000 千円					
	(財)かき研究所	6,750 千円		2,700 千円			
	(財)慶長遣欧使節船協会	500,000 千円					
	全国遠洋沖合漁業信用基金協会	53,550 千円		20,100 千円			
	(財)暴力団追放宮城県民会議	5,430 千円	660 千円	290 千円			
	(財)宮城いきいき財団	2,752 千円		148 千円			
	(特)宮城県漁業信用基金協会	79,400 千円	450 千円	3,700 千円			
	(社)宮城県漁業無線公社	30,000 千円	200 千円	1,300 千円			
	(財)宮城県下水道公社	2,000 千円					
	(財)宮城県建築住宅センター	2,000 千円					
	宮城県国民健康保険団体連合会	20,420 千円	4,890 千円	1,810 千円			
	(財)東北産業技術開発協会		580 千円	370 千円			

協議事項調整内容総括表

資料：平成14年度決算書 平成15年3月31日現在

専門部会	財務部会	分科会	管財分科会	
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	計
2,218 千円	2,540 千円	2,760 千円	56,703 千円	510,355 千円
				10,850 千円
			83 千円	788 千円
				12,399 千円
			52,000 千円	59,000 千円
				4,400 千円
				6,390 千円
			500 千円	1,200 千円
1,580 千円	2,040 千円	220 千円	120 千円	6,150 千円
		2,000 千円	2,000 千円	18,000 千円
500 千円	500 千円	500 千円	500 千円	353,000 千円
				6,500 千円
				30,000 千円
138 千円				138 千円
		40 千円		40 千円
			1,500 千円	1,500 千円
				20,000 千円
				20,000 千円
				50,000 千円
				120,000 千円
1,615 千円	708 千円	415 千円	643 千円	45,363 千円
121,096 千円	69,516 千円	46,804 千円	58,403 千円	1,443,968 千円
1,620 千円	900 千円	420 千円	540 千円	24,810 千円
229 千円		975 千円	1,574 千円	5,816 千円
600 千円	200 千円	100 千円	200 千円	7,800 千円
				210,000 千円
			3,375 千円	12,825 千円
				500,000 千円
				73,650 千円
820 千円	410 千円	220 千円	300 千円	8,130 千円
415 千円			153 千円	3,468 千円
			14,200 千円	97,750 千円
			350 千円	31,850 千円
600 千円				2,600 千円
				2,000 千円
5,960 千円	3,140 千円	2,000 千円	2,190 千円	40,410 千円
620 千円	460 千円	320 千円	370 千円	2,720 千円

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	5	協定項目の名称	財産の取扱い		
調整方針・内容					
項 目 (有価証券及び出資による権利)		石巻市	河北町	雄勝町	
出資による権利(つじき)	(財)宮城県腎臓協会	6,825 千円	654 千円	297 千円	
	(特)宮城県信用保証協会	82,380 千円	5,270 千円	1,790 千円	
	(財)宮城県水産公社	5,000 千円		2,000 千円	
	(財)宮城県スポーツ振興財団	8,570 千円			
	(社)宮城県青果物価格安定相互補償協会	2,700 千円	700 千円		
	(財)みやぎ建設総合センター	1,462 千円		133 千円	
	(財)宮城県地域振興センター	3,810 千円		340 千円	
	(社)宮城県畜産物価格安定基金協会	800 千円	800 千円		
	(特)宮城県土地改良事業団体連合会	1,070 千円	1,210 千円		
	(社)宮城県農業公社	500 千円	3,900 千円	100 千円	
	(特)宮城県農業信用基金協会	3,990 千円	3,930 千円	710 千円	
	(財)みやぎ産業交流センター	9,124 千円		341 千円	
	(財)みやぎ産業振興機構	5,130 千円			
	(財)みやぎ農業担い手基金	3,079 千円	3,754 千円	643 千円	
	(財)みやぎ林業活性化基金	3,728 千円		964 千円	
	(財)宮城県文化振興財団				
	桃生町農業振興協議会				
	鮎川森林組合				
	その他 (計13件)	2,280 千円	710 千円	1,706 千円	
	計	2,319,083 千円	134,931 千円	97,085 千円	
	合 計	2,745,347 千円	139,181 千円	112,705 千円	

(財)=財団法人 ・ (社)=社団法人 ・ (特)=特殊法人

協議事項調整内容総括表

資料：平成14年度決算書 平成15年3月31日現在

専門部会	財務部会	分科会	管財分科会	
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	計
482 千円	275 千円		297 千円	8,830 千円
4,740 千円	3,330 千円	1,150 千円	4,030 千円	102,690 千円
		1,500 千円	2,500 千円	11,000 千円
1,500 千円	871 千円		701 千円	11,642 千円
1,300 千円	700 千円	430 千円	500 千円	6,330 千円
265 千円	164 千円	118 千円	133 千円	2,275 千円
697 千円		295 千円	347 千円	5,489 千円
800 千円	800 千円	800 千円		4,000 千円
1,820 千円	930 千円	220 千円	70 千円	5,320 千円
2,400 千円	2,100 千円	2,000 千円	800 千円	11,800 千円
4,450 千円	3,020 千円	1,510 千円	1,380 千円	18,990 千円
590 千円	379 千円	243 千円	299 千円	10,976 千円
				5,130 千円
4,868 千円	2,939 千円	1,337 千円	885 千円	17,505 千円
	1,002 千円	1,027 千円	1,011 千円	7,732 千円
2,150 千円				2,150 千円
	13,357 千円			13,357 千円
			5,400 千円	5,400 千円
1,698 千円	850 千円	460 千円	480 千円	8,184 千円
161,335 千円	106,051 千円	62,344 千円	101,131 千円	2,981,960 千円
163,553 千円	108,591 千円	65,104 千円	157,834 千円	3,492,315 千円

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	5	協定項目の名称	財産の取扱い		
調整方針・内容					
項 (債 目 権)	石巻市	河北町	雄勝町		
奨学金貸付金	371,144 千円	128,173 千円			
稲井三治奨学金貸付金	1,608 千円				
石巻商工信用組合奨学金貸付金	709 千円				
船舶建造資金貸付金	17,342 千円				
地域総合整備資金貸付金	806,787 千円				
看護師等奨学金貸付金	53,294 千円				
堆肥センター運営費貸付金		5,000 千円			
高齢者，障害者住宅整備資金貸付金		2,415 千円			
災害援護資金貸付金					
医療従事者等奨学資金貸付金					
高齢者住宅整備資金貸付金					
合 計	1,250,884 千円	135,588 千円	0 千円		

協議事項調整内容総括表

資料：平成14年度決算書 平成15年3月31日現在

専門部会	財務部会	分科会	管財分科会	
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	計
121,605 千円		15,289 千円		636,211 千円
				1,608 千円
				709 千円
				17,342 千円
51,672 千円		30,008 千円		888,467 千円
				53,294 千円
				5,000 千円
				2,415 千円
	575 千円			575 千円
			6,130 千円	6,130 千円
			1,151 千円	1,151 千円
173,277 千円	575 千円	45,297 千円	7,281 千円	1,612,902 千円

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	5	協定項目の名称	財産の取扱い		
調整方針・内容					
項 目 (基 金)			石巻市	河北町	雄勝町
積立基金	財政調整基金	1,832,335 千円	437,758 千円	291,086 千円	
	国民健康保険事業財政調整基金	193,055 千円	157,677 千円	93,445 千円	
	介護保険事業財政調整基金	551,160 千円	113,520 千円	28,011 千円	
	庁舎建設基金	1,276,697 千円			
	減債基金	715,916 千円	453,587 千円	33,173 千円	
	職員退職手当基金	9,371 千円			
	長寿社会対策基金	589,919 千円	253,117 千円	130,703 千円	
	国際交流基金	189,633 千円			
	21世紀の田園文化創造基金	10,000 千円	10,000 千円		
	毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金	3,453 千円			
	町営住宅建設事業積立基金		57 千円		
	水と緑の里かほく基金		54,155 千円		
	公共下水道事業整備基金		22,145 千円		
	教育振興基金			39,284 千円	
	町営住宅基金			500 千円	
	ふるさと創世基金			105,151 千円	
	21世紀の緑豊かなふるさと創造基金			3,108 千円	
	地域振興整備基金			102,828 千円	
	地域振興整備基金				
	地域振興基金				
	地域づくり推進基金				
	福祉基金				
	人材育成基金				
	福祉施設建設基金				
	住宅火災見舞金基金				
	ビーチプロジェクト推進基金				
	まちづくり基金				
	橋浦診療所財政調整基金				
	診療所医療機器等購入準備基金				
	簡易水道事業財政調整基金				
	水産物地方卸売市場財政調整基金				
	介護給付費準備基金財政調整基金				
	用品調達基金				
電源立地促進対策交付金事業基金					
地場産業活性化融資事業基金					
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金事業基金					
小 計	5,371,539 千円	1,502,016 千円	827,289 千円		

協議事項調整内容総括表

資料：平成14年度決算書 平成15年3月31日現在

専門部会	財務部会	分科会	管財分科会	
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	計
449,559 千円	289,439 千円	160,325 千円	195,926 千円	3,656,428 千円
140,354 千円	110,731 千円	113,618 千円	9,692 千円	818,572 千円
63,847 千円	20,004 千円	18,292 千円		794,834 千円
	1,127,479 千円	601,101 千円		3,005,277 千円
473,889 千円	30,567 千円	206,610 千円	194,476 千円	2,108,218 千円
				9,371 千円
	168,855 千円	133,052 千円	380,640 千円	1,656,286 千円
				189,633 千円
10,176 千円	10,243 千円	3,133 千円	3,160 千円	46,712 千円
				3,453 千円
				57 千円
				54,155 千円
				22,145 千円
				39,284 千円
				500 千円
	371,194 千円			476,345 千円
				3,108 千円
				102,828 千円
			341,266 千円	341,266 千円
		296,583 千円		296,583 千円
1,434,385 千円				1,434,385 千円
206,632 千円				206,632 千円
70,715 千円				70,715 千円
	2,443 千円			2,443 千円
	1,370 千円			1,370 千円
	16,500 千円			16,500 千円
		80,356 千円		80,356 千円
		93,385 千円		93,385 千円
		13,998 千円		13,998 千円
			31,068 千円	31,068 千円
			6,402 千円	6,402 千円
			11,011 千円	11,011 千円
			3,000 千円	3,000 千円
			188,620 千円	188,620 千円
			62,358 千円	62,358 千円
			15,000 千円	15,000 千円
2,849,557 千円	2,148,825 千円	1,720,453 千円	1,442,619 千円	15,862,298 千円

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	5	協定項目の名称	財産の取扱い		
調整方針・内容					
項 目 (基 金)		石巻市	河北町	雄勝町	
運用基金	土地開発基金	1,918,768 千円	353,429 千円	193,406 千円	
	奨学資金貸与基金	120,576 千円			
	国民健康保険高額療養費資金貸付基金	20,000 千円	5,000 千円	2,009 千円	
	介護保険高額介護サービス費資金貸付基金	3,000 千円			
	介護保険高額給付費貸付基金			1,000 千円	
	国民健康保険出産費貸付基金	10,000 千円			
	稲井三治基金	9,000 千円			
	岩城清之介基金	5,000 千円			
	石巻商工信用基金	3,000 千円			
	(株)山大教職員等研修基金	10,772 千円			
	国民健康保険出産費資金貸付基金		3,000 千円		
	優良家畜導入資金貸付基金		5,000 千円		
	広域施設周辺地域振興基金		29,612 千円		
	教育振興基金		7,000 千円		
	人材育成事業基金		100,000 千円		
	用品調達基金				
	高齢者等肉用牛貸付基金		25,947 千円		
	高齢者等肉用牛貸付基金				
	高齢者等肉用牛貸付基金				
	高齢者等肉用牛導入貸付事業基金				
家畜導入事業基金					
	小 計	2,100,116 千円	528,988 千円	196,415 千円	
	合 計	7,471,655 千円	2,031,004 千円	1,023,704 千円	

協議事項調整内容総括表

資料：平成14年度決算書 平成15年3月31日現在

専門部会	財務部会	分科会	管財分科会	
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	計
257,690 千円	255,654 千円	113,659 千円	118,370 千円	3,210,976 千円
	190,299 千円		120,323 千円	431,198 千円
20,211 千円	5,278 千円	3,000 千円	5,000 千円	60,498 千円
				3,000 千円
				1,000 千円
				10,000 千円
				9,000 千円
				5,000 千円
				3,000 千円
				10,772 千円
				3,000 千円
				5,000 千円
				29,612 千円
				7,000 千円
				100,000 千円
10,041 千円				10,041 千円
				25,947 千円
		15,191 千円		15,191 千円
26,591 千円				26,591 千円
	25,838 千円			25,838 千円
		20,241 千円		20,241 千円
314,533 千円	477,069 千円	152,091 千円	243,693 千円	4,012,905 千円
3,164,090 千円	2,625,894 千円	1,872,544 千円	1,686,312 千円	19,875,203 千円

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	5	協定項目の名称	財産の取扱い		
調整方針・内容					
項 目 (債 務)			石巻市	河北町	雄勝町
地方債	一 般 会 計 債		47,853,800 千円	5,615,920 千円	3,761,677 千円
	一 般 公 共 事 業 債		4,904,280 千円	904,584 千円	490,702 千円
	一 般 単 独 事 業 債		24,855,967 千円	1,111,816 千円	554,156 千円
	公 営 住 宅 建 設 事 業 債		969,335 千円	141,470 千円	10,338 千円
	義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債		2,746,398 千円	550,076 千円	178,615 千円
	辺 地 対 策 事 業 債		345,468 千円		
	公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業 債		764,902 千円		
	災 害 復 旧 事 業 債		44,331 千円	49,043 千円	7,887 千円
	一 般 廃 棄 物 処 理 事 業 債		1,277,170 千円		509,072 千円
	厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債		334,616 千円		
	過 疎 対 策 費 事 業 債			1,999,381 千円	1,491,575 千円
	国 の 予 算 貸 付 ・ 政 府 関 係 機 関 貸 付 債		478,960 千円		
	財 源 対 策 債		653,898 千円	61,148 千円	129,973 千円
	減 収 補 て ん 債 (平 成 13 年 度 以 前)		963,340 千円		
	臨 時 財 政 特 例 債		136,161 千円	59,865 千円	3,033 千円
	公 共 事 業 等 臨 時 特 例 債		22,610 千円	592 千円	361 千円
	減 税 補 て ん 債		3,331,477 千円	266,479 千円	121,623 千円
	臨 時 税 収 補 て ん 債		744,682 千円	71,392 千円	29,424 千円
	臨 時 財 政 対 策 債		1,674,200 千円	302,100 千円	182,000 千円
	調 整 債		195,536 千円	43,777 千円	34,393 千円
	減 収 補 て ん 債 (平 成 14 年 度 分)		435,200 千円		
	都 道 府 県 貸 付 金		1,043,063 千円	9,208 千円	
	そ の 他		1,932,206 千円	44,989 千円	
	特 定 資 金 公 共 投 資 事 業 債				18,525 千円
	公 営 企 業 債 (地 方 公 営 企 業 法 非 適 用 分)		37,539,776 千円	1,404,384 千円	489,766 千円
	一 般 交 通 事 業 債				
	簡 易 水 道 事 業 債				312,966 千円
	市 場 事 業 債		986,943 千円		
	下 水 道 事 業 債		36,337,266 千円	1,404,384 千円	176,800 千円
	駐 車 場 事 業 債		215,567 千円		
公 有 林 整 備 事 業 債					
病 院 事 業 債					
小 計		85,393,576 千円	7,020,304 千円	4,251,443 千円	
債務負担行為 に基づく平成 15年度以降の 支出予定額	物 件 の 購 入 等 に 係 る も の		3,760,426 千円	134,572 千円	
	そ の 他		150,515 千円	18,803 千円	55,202 千円
	小 計		3,910,941 千円	153,375 千円	55,202 千円
合 計			89,304,517 千円	7,173,679 千円	4,306,645 千円

協議事項調整内容総括表

資料：平成14年度地方財政状況調査 平成15年5月31日現在

専門部会	財務部会	分科会	管財分科会	
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	計
5,649,331 千円	3,141,628 千円	2,189,234 千円	3,481,153 千円	71,692,743 千円
642,312 千円	538,435 千円	562,784 千円	863,773 千円	8,906,870 千円
2,151,133 千円	1,243,760 千円	264,445 千円	499,493 千円	30,680,770 千円
104,242 千円	204,541 千円	90,700 千円		1,520,626 千円
652,012 千円	224,562 千円	131,788 千円	110,127 千円	4,593,578 千円
				345,468 千円
				764,902 千円
1,100 千円	7,000 千円	42,236 千円	49,381 千円	200,978 千円
423,840 千円			385,274 千円	2,595,356 千円
160,143 千円	167,052 千円			661,811 千円
	86,241 千円	724,900 千円	885,236 千円	5,187,333 千円
				478,960 千円
93,204 千円	34,953 千円	29,062 千円	107,297 千円	1,109,535 千円
				963,340 千円
10,182 千円	23,074 千円	9,683 千円	89,274 千円	331,272 千円
553 千円	1,025 千円	1,314 千円	1,126 千円	27,581 千円
341,108 千円	162,715 千円	83,034 千円	117,483 千円	4,423,919 千円
86,887 千円	45,676 千円	23,070 千円	29,692 千円	1,030,823 千円
323,646 千円	221,300 千円	178,500 千円	197,100 千円	3,078,846 千円
79,982 千円	12,841 千円	29,274 千円	34,086 千円	429,889 千円
				435,200 千円
14,284 千円	73,044 千円	18,444 千円	74,400 千円	1,232,443 千円
505,357 千円	95,409 千円		37,411 千円	2,615,372 千円
59,346 千円				77,871 千円
5,961,305 千円	1,014,017 千円	1,371,880 千円	1,377,975 千円	49,159,103 千円
			33,826 千円	33,826 千円
		175,358 千円	315,867 千円	804,191 千円
				986,943 千円
5,961,305 千円	1,014,017 千円	1,196,522 千円	1,012,991 千円	47,103,285 千円
				215,567 千円
			6,731 千円	6,731 千円
			8,560 千円	8,560 千円
11,610,636 千円	4,155,645 千円	3,561,114 千円	4,859,128 千円	120,851,846 千円
1,735,228 千円				5,630,226 千円
186,697 千円	75,810 千円	47,754 千円	285,676 千円	820,457 千円
1,921,925 千円	75,810 千円	47,754 千円	285,676 千円	6,450,683 千円
13,532,561 千円	4,231,455 千円	3,608,868 千円	5,144,804 千円	127,302,529 千円

牡鹿町の病院事業債は寄磯診療所分

財産の取扱いについて

1 提案の理由

財産の取り扱いに関しては、1市6町で保有する財産、債権、債務（以下「財産等」という。）を合併時まで何らかの処分をするのかどうか。また、財産の現在の取り扱い（貸付等）を現行のまま継続するのかどうか等の問題があります。

特に、新市の財政健全化のためには、合併前における基金の処分、新たな債務負担行為の設定等、合併関係市町の合意が必要と考えられる事項がいくつかあります。これまでの各市町の経緯経過を踏まえつつも、できる限り財産（基金等）の保全や債務（借金等）の減少に努めることが望ましいと考えられます。

各市町がこれらを踏まえることを前提に、新市の一体性を確保するための基本的な事項を調整方針とするものであり、合併時の財産等を全て新市に引き継ぐという内容になっております。

2 他市先進事例

八戸地域合併協議会（H17.1.1 合併予定）

8市町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

大曲仙北合併協議会（H17.3.22 合併予定）

8市町村の所有する財産（権利および義務を含む）は、すべて新市に引き継ぐものとする。

松阪地方合併協議会（H17.1.1 合併予定）

5市町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

仁賀保町・金浦町・像瀧町合併協議会（H16.4.1 合併予定）

3町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。なお、公有財産に設定された入会権等についても新市に引き継ぐものとする。

平沢財産区については、平沢財産区として新市に引き継ぐものとする。

今治市及び越智郡10か町村合併協議会（H17.1.16 合併予定）

11市町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。

協議第 1 4 号

地方税の取扱い（協定項目 9）について（その 1）

地方税の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項目	地方税の取扱い（協定項目 9）
調 整 方 針	<p>地方税の取扱いについては，1 市 6 町で差異のない税目の税率及び納期は，現行のとおりとし，差異のあるものは，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人市町村民税 <p>均等割については，地方税法第 310 条の規定により，標準税率（年額 2，500 円）とする。ただし，合併特例法第 10 条第 1 項の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度間に限り，現行の税率を採用し，不均一課税とする。</p> 2 法人市町村民税 <p>法人税割については，石巻市の税率（13.7%）に統一する。ただし，合併特例法第 10 条第 1 項の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度間に限り，現行の税率を採用し，不均一課税とする。</p> 3 特別土地保有税 <p>免税点基準面積は，新市においては 5，000 平方メートルとなるので，石巻市，河北町，雄勝町，河南町，牡鹿町の例に統一する。</p> 4 鉱産税 <p>石巻市，河南町，北上町，牡鹿町の例に統一する。</p> 5 都市計画税 <p>石巻市の例に統一する。ただし，合併前に課税していない河南町の都市計画区域の市街化区域については，合併の日の属する年度及びこれに続く 5 年度間に限り課税しないこととする。</p> 6 水利地益税 <p>河南町の一部区域については，現行のとおり課税する。</p> 7 納 期 <ol style="list-style-type: none"> （1）個人市町村民税の普通徴収は石巻市の例に統一する。 （2）特別土地保有税は石巻市，河南町の例に統一する。 （3）軽自動車税は，石巻市，北上町，牡鹿町の例に統一する。

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目番号	9	協定項目の名称	地方税の取扱い																																																									
調整方針	<p>地方税の取扱いについて、1市6町で差異のない税目の税率及び納期は、現行のとおりとし、差異のあるものは、次のとおりとする。</p> <p>1 個人市町村民税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 均等割については、地方税法第310条の規定により、標準税率(年額2,500円)とする。ただし、合併特例法第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度間に限り、現行の税率を採用し、不均一課税とする。 ・ 普通徴収の納期は、石巻市の例に統一する。 																																																											
項 目	現																																																											
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町																																																								
1 個人市町村民税	<p>個人市民税 【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 2,500円 ・所得割 標準課税税率 <li style="padding-left: 20px;">200万円以下 3/100 <li style="padding-left: 20px;">200万円超 8/100 <li style="padding-left: 20px;">700万円超 10/100 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期 6月1日から同月30日 ・第2期 8月1日から同月31日 ・第3期 10月1日から同月31日 ・第4期 翌年1月1日から同月31日 	<p>個人町民税 【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 2,000円 ・所得割 標準課税税率 <li style="text-align: center;">石巻市と同様 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期 6月16日から同月30日 ・第2期 8月1日から同月31日 ・第3期 10月1日から同月31日 ・第4期 12月1日から同月25日 	<p>個人町民税 【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 2,000円 ・所得割 標準課税税率 <li style="text-align: center;">石巻市と同様 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期 6月16日から同月30日 ・第2期 8月1日から同月31日 ・第3期 10月1日から同月31日 ・第4期 翌年1月1日から同月31日 	<p>個人町民税 【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 2,000円 ・所得割 標準課税税率 <li style="text-align: center;">石巻市と同様 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期 6月16日から同月30日 ・第2期 8月1日から同月31日 ・第3期 10月1日から同月31日 ・第4期 12月1日から同月25日 																																																								
2 法人市町村民税	<p>法人市民税 【均等割】 標準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>資本金</th> <th>従業員</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>法人税割 【税率】 13.7/100 (超過税率)</p>		資本金	従業員	税額	1千万円以下	50人以下	5万円	1千万円以下	50人超	12万円	1千万円超 1億円以下	50人以下	13万円	50人超	15万円	1億円超 10億円以下	50人以下	16万円	50人超	40万円	10億円超 50億円以下	50人以下	41万円	50人超	175万円	50億円超	50人超	300万円	<p>法人町民税 【均等割】 標準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>資本金</th> <th>従業員</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>法人税割 【税率】 12.3/100 (標準税率)</p>		資本金	従業員	税額	1千万円以下	50人以下	5万円	1千万円以下	50人超	12万円	1千万円超 1億円以下	50人以下	13万円	50人超	15万円	1億円超 10億円以下	50人以下	16万円	50人超	40万円	10億円超 50億円以下	50人以下	41万円	50人超	175万円	50億円超	50人超	300万円	同左	同左
資本金	従業員	税額																																																										
1千万円以下	50人以下	5万円																																																										
1千万円以下	50人超	12万円																																																										
1千万円超 1億円以下	50人以下	13万円																																																										
	50人超	15万円																																																										
1億円超 10億円以下	50人以下	16万円																																																										
	50人超	40万円																																																										
10億円超 50億円以下	50人以下	41万円																																																										
	50人超	175万円																																																										
50億円超	50人超	300万円																																																										
資本金	従業員	税額																																																										
1千万円以下	50人以下	5万円																																																										
1千万円以下	50人超	12万円																																																										
1千万円超 1億円以下	50人以下	13万円																																																										
	50人超	15万円																																																										
1億円超 10億円以下	50人以下	16万円																																																										
	50人超	40万円																																																										
10億円超 50億円以下	50人以下	41万円																																																										
	50人超	175万円																																																										
50億円超	50人超	300万円																																																										
			同左	同左																																																								
			同左	同左																																																								

協議事項調整内容総括表

専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会
2 法人市町村民税			
<p>法人税割については、石巻市の税率(13.7%)に統一する。ただし、合併特例法第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度間に限り、現行の税率を採用し、不均一課税とする。</p>			
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>個人町民税 【税率】 ・均等割 2,000円 ・所得割 標準課税税率 石巻市と同様</p> <p>【納期】 ・第1期 6月16日から同月30日 ・第2期 8月16日から同月31日 ・第3期 10月16日から同月31日 ・第4期 12月16日から同月27日</p>	<p>個人町民税 【税率】 ・均等割 2,000円 ・所得割 標準課税税率 石巻市と同様</p> <p>【納期】 ・第1期 6月16日から同月30日 ・第2期 8月16日から同月31日 ・第3期 10月16日から同月31日 ・第4期 12月16日から同月25日</p>	<p>個人町民税 【税率】 ・均等割 2,000円 ・所得割 標準課税税率 石巻市と同様</p> <p>【納期】 ・第1期 6月16日から同月30日 ・第2期 8月16日から同月31日 ・第3期 10月16日から同月31日 ・第4期 翌年1月16日から同月31日</p>	<p>均等割については、地方税法第310条の規定により、標準税率(年額2,500円)とする。ただし、合併特例法第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度間に限り、現行の税率を採用し、不均一課税とする。</p> <p>所得割については、1市6町とも標準税率であることから、現行のとおりとする。</p> <p>普通徴収の納期は、石巻市の例に統一する。</p> <p>特別徴収の納期は、1市6町が差異がないため現行のとおりとする。</p>
同左	同左	同左	<p>均等割については、1市6町とも標準税率であることから現行のとおりとする。</p> <p>法人税割については、石巻市の税率(13.7%)に統一する。ただし、合併特例法第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度間に限り、現行の税率を採用し、不均一課税とする。</p>
同左	同左	同左	

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目番号	9	協定項目の名称	地方税の取扱い		
調整方針	<p>3 特別土地保有税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免税点基準面積, 新市においては, 5,000平方メートルとなるので, 石巻市, 河北町, 雄勝町, 河南町, 牡鹿町の例に統一する。 ・ 納期は, 石巻市, 河南町の例に統一する。 				
項 目	現				
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町	
3 特別土地保有税	<p>【税率】 100分の1.4</p> <p>【土地取得】 100分の3</p> <p>【免税点基準面積】 5,000平方メートル</p> <p>【納期】 第1期 5月1日から同月31日 第2期 7月1日から同月31日 第3期 11月1日から同月30日 第4期 翌年2月1日から同月末日</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>5,000平方メートル</p> <p>【納期】 第1期 5月16日から同月31日 第2期 同 左 第3期 9月1日から同月30日 第4期 11月1日から同月30日</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>5,000平方メートル</p> <p>【納期】 第1期 5月16日から同月31日 第2期 7月1日から同月31日 第3期 12月1日から同月25日 第4期 翌年2月1日から同月末日</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>5,000平方メートル</p> <p>【納期】 第1期 5月1日から同月31日 第2期 7月1日から同月31日 第3期 11月1日から同月30日 第4期 翌年2月1日から同月末日</p>	
たばこ税	<p>【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧三級品以外の製造たばこ1,000本につき 2,977円 ・旧三級品の製造たばこ1,000本につき 1,412円 <p>【納期】 翌月末日</p>	<p>【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧三級品以外の製造たばこ1,000本につき 2,977円 ・旧三級品の製造たばこ1,000本につき 1,412円 <p>【納期】 翌月末日</p>	<p>【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧三級品以外の製造たばこ1,000本につき 2,977円 ・旧三級品の製造たばこ1,000本につき 1,412円 <p>【納期】 翌月末日</p>	<p>【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧三級品以外の製造たばこ1,000本につき 2,977円 ・旧三級品の製造たばこ1,000本につき 1,412円 <p>【納期】 翌月末日</p>	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会
況			
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	調整の具体的内容
同左	同左	同左	<p>1市6町とも、税率及び土地取得については、一定税率を適用していることから、現行のとおりとする。</p> <p>免税点基準面積は、新市においては5,000平方メートルとなるので、石巻市、河北町、雄勝町、河南町、牡鹿町の例に統一する。</p> <p>納期は、石巻市、河南町の例に統一する。</p>
同左	同左	同左	
10,000平方メートル	10,000平方メートル	5,000平方メートル	
<p>【納期】</p> <p>第1期 5月16日から同月31日</p> <p>第2期 7月16日から同月31日</p> <p>第3期 9月16日から同月30日</p> <p>第4期 11月16日から同月30日</p>	<p>【納期】</p> <p>第1期 5月16日から同月31日</p> <p>第2期 7月16日から同月31日</p> <p>第3期 9月16日から同月30日</p> <p>第4期 11月16日から同月30日</p>	<p>【納期】</p> <p>第1期 5月16日から同月31日</p> <p>第2期 7月16日から同月31日</p> <p>第3期 12月1日から同月25日</p> <p>第4期 翌年2月16日から同月末日</p>	
<p>【税率】</p> <p>・旧三級品以外の製造たばこ1,000本につき 2,977円</p> <p>・旧三級品の製造たばこ1,000本につき 1,412円</p> <p>【納期】</p> <p>翌月末日</p>	<p>【税率】</p> <p>・旧三級品以外の製造たばこ1,000本につき 2,977円</p> <p>・旧三級品の製造たばこ1,000本につき 1,412円</p> <p>【納期】</p> <p>翌月末日</p>	<p>【税率】</p> <p>・旧三級品以外の製造たばこ1,000本につき 2,977円</p> <p>・旧三級品の製造たばこ1,000本につき 1,412円</p> <p>【納期】</p> <p>翌月末日</p>	<p>1市6町とも一定税率を適用し納期も同一であることから現行のとおりとする。</p>

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目番号	9	協定項目の名称	地方税の取扱い	
調整方針	<p>4 鉱産税 石巻市, 河南町, 北上町, 牡鹿町の例に統一する。</p> <p>5 都市計画税 石巻市の例に統一する。ただし, 合併前に課税していない河南町の都市計画区域の市街化区域については, 新たに事業計画が決定された翌年度から課税する。</p>			
項目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
4 鉱産税	<p>【税率】 100分の1 ただし, 掘採された鉱物の価格が200万円以下の場合には100分の0.7</p> <p>【納期】 毎月末日</p>	該当なし	該当なし	<p>【税率】 石巻市と同様</p> <p>【納期】 毎月末日</p>
5 都市計画税	<p>【税率】 100分の0.3</p> <p>【納期】 第1期 5月1日から同月31日 第2期 7月1日から同月31日 第3期 11月1日から同月30日 第4期 翌年2月1日から同月末日</p>	該当なし	該当なし	該当なし
6 水利地益税		該当なし	該当なし	<p>【税率】 事業費を土地改良区地域の面積を以て除して得た額とする。 (平成14年度課税額, 10a当たり 2,500円)</p> <p>【納期】 11月16日 ~ 同月30日</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会	
6 水利地益税 河南町の一部区域については、現行のとおり課税する。				
況				調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町		
100分の1	石巻市と同様	【税率】 石巻市と同様	石巻市、河南町、北上町、牡鹿町の例に統一する。	
【納期】 毎月末日	【納期】 毎月末日	【納期】 毎月末日		
該当なし	該当なし	該当なし		
該当なし	該当なし	該当なし	石巻市の例に統一する。ただし、合併前に課税していない河南町の都市計画区域の市街化区域については、新たに事業計画が決定された区域については、決定された翌年度から課税する。	
該当なし	該当なし	該当なし	河南町の一部区域については、 <u>現行のとおり</u> 課税する。 * 河南町北村地区、旧青木土地改良区の地域	

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目番号	9	協定項目の名称	地方税の取扱い		
調整方針	軽自動車税 ・ 納期は、石巻市、北上町、牡鹿町の例に統一する。				
項 目	現				
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町	
軽自動車税	[原動機付自転車] ア 総排気量0.05ℓ以下 又は定格出力0.6kw以下 1000円 イ 二輪のもので総排気 量0.05ℓ超0.09ℓ以下又は 定格出力0.6kw超0.8kw 以下 1,200円 ウ 二輪のもので総排気 量0.09ℓ超又は定格出力 0.8kw超 1,600円 エ 三輪以上のもので総 排気量0.02ℓ超又は定格 出力0.25kw超 2,500円 [軽自動車] ア 二輪のもの(側車付 含む) 2,400円 イ 三輪のもの2,400円 ウ 四輪以上のもの 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 専ら雪上を走行するも の 2,400円 [小型特殊自動車] ア 農耕用 1,600円	同左	同左	同左	
	【納期】 ・ 5月1日から同月31日	【納期】 ・ 5月16日から同月31日	【納期】 ・ 5月10日から同月31日	【納期】 ・ 5月11日から同月31日	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会	
況				調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町		
同左	同左	同左		
同左	同左	同左		1市6町とも標準税率を適用していることから、現行のとおりとする。
同左	同左	同左		
【納期】 ・ 5月15日から同月31日	【納期】 ・ 5月1日から同月31日	【納期】 ・ 5月1日から同月31日		納期は、石巻市、北上町、牡鹿町の例に統一する。

地方税の取扱いについて

提案の理由

地方税の賦課に関しては、1市6町間で課税する税目、税率、納期等に差異があります。

合併後直ちに、新市の全域にわたって均一の課税をすることにより、住民負担に著しく均衡を欠くと認められる場合もあることから、合併特例法では、「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その均衡を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。」こととされています。

このため1市6町の現在の税率、納期等に差異がある税目については、それぞれに掲げる理由により、合併後の一定期間、不均一課税等を行うことで協議をしております。なお、固定資産税及び入湯税については、後日提案いたします。

1 個人市町民税

均等割については、人口5万人以上50万人未満の市の区分になることから、現在の6町においても、合併後は地方税法第310条の規定により石巻市と同額の2,500円となります。ただし、上述の理由により合併の日の属する年度及びこれに続く5年度間に限り、現行の税率を採用し、旧町の区域について合併前の税率(2,000円)とするものです。

所得割については、1市6町とも標準税率であることから、現行のとおりとしております。また、個人市民税の普通徴収の納期は石巻市の例とするものです。

2 法人市町民税

均等割については、1市6町とも標準税率であることから、現行のとおりとするものです。

法人税割については、石巻市が超過税率の13.7%、6町が標準税率の12.3%ですが、全国的には超過税率や制限税率(14.7%)を採用している市が多いため、石巻市の税率に統一するものです。ただし、上述の理由により合併の日の属する年度及びこれに続く5年度間に限り、現行の税率を採用し、旧町の区域について合併前の税率(12.3%)とするものです。

3 特別土地保有税

免税点基準面積は、地方税法第595条第1項第2号で、都市計画区域を有する市町の区域は五千平方メートルと定めてあり、また、同法第595条第1項第3項ではその他の市町村の区域は1万平方メートルと定めてある。

新市においては、1万平方メートル適用となっている、桃生町、北上町も新市においては、五千平方メートルとなるので、統一するものです。

4 鉱産税

石巻市、河南町、北上町、牡鹿町の例に統一するものです。

5 都市計画税

現在都市計画区域の市街化区域に指定されているのが、石巻市と河南町（須江，広瀨の一部）となっております。そのうち，河南町の区域については都市計画に基づく事業を実施していないため課税されておられません。

従って，新たにこの区域に事業計画が決定された場合は，その翌年度から課税することにします。

ただし，合併特例法第10条第1項の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度間に限り，課税しないこととするものです。

6 水利地益税

河南町のみ課税であることから，現行のとおりとするものです。

7 納期

個人市民税の普通徴収は石巻市の例に統一，特別土地保有税は石巻市，河南町の例に統一。軽自動車税は，石巻市，北上町，牡鹿町の例に統一するものです。

協議第 15 号

条例・規則等の取扱い（協定項目 12）について

条例・規則等の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 9 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	条例・規則等の取扱い（協定項目 12）
調整方針	<p>条例・規則等の取扱いについては，合併協議会で協議，確認された各種事務事業等の調整内容に基づき，次の区分により整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により，即時制定し施行するもの2 合併後，一定の地域に暫定的に施行するもの3 合併後，逐次制定し施行するもの

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

「条例・規則等の取扱い」について

【提案理由】

新設合併が行われたときは、法人格が消滅するため、関係市町の条例及び規則等は合併日の前日に失効することになります。

このため、新市において必要な条例及び規則等は、原則として、新市において新たに制定し施行する必要があることから、1市6町の各種事務事業の調整方針に基づいた整備が行わなければなりません。

条例及び規則等の制定及び施行の方法については、合併と同時に市長職務執行者の専決処分及び職権により行うもの、また、「地方自治法施行令」の規定に基づく例外的な取扱いとして、旧市町の条例及び規則を、新市の条例及び規則が制定されるまでの間の暫定措置として一定の地域に暫定的に引き続き施行させるもの、そして、合併後に逐次制定し施行させることとするものがあります。

このようなことから、「条例・規則等の取扱い」については、協議会又は各専門部会等で協議・確認された各種事務事業の調整方針に基づき整備することとし、基本的な取扱方針を提案するものです。

条例・規則等の施行方法による区分

1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により，即時制定し，施行するもの

施行の方法による区分	例 示
(1) 条例について 制定権者(市長職務執行者)の専決処分により施行する。 (地方自治法第179条第1項)	事務所の位置を定める条例 基金条例 税条例 介護保険条例 印鑑登録及び証明に関する条例 手数料条例 等
(2) 規則，規程，要綱その他について 制定権者(市長職務執行者)の職権により制定し施行する。 (地方自治法第15条第1項)	庁舎管理規則 税条例施行規則 補助金交付規則 財務規則 公印に関する規則 等

2. 合併後，一定の地域に暫定的に施行するもの

施行の方法による区分	例 示
新市の条例，規則等が制定されるまでの間の暫定措置として，従来その地域に施行されていた条例，規則を新市の条例，規則として引き続き施行させる。 (地方自治法施行例第3条)	【参考：東京都西東京市の例】 田無市地域福祉基金条例 保谷市地域福祉振興基金条例 田無市私立高校等入学資金貸付条例 等 23件

3. 合併後，逐次制定し施行するもの

施行の方法による区分	例 示
(1) 新市長の政策判断等を要するもの	表彰条例 名誉市民条例 等
(2) 議案提出権がないもの	議会運営委員会の設置条例 常任委員会の設置条例 特別委員会の設置条例 議会会議規則 等

条例・規則等の取扱いに関する法令（抜粋）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第 2 条 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

（条例の制定及び罰則）

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

（第 2 項以下 省略）

（規則）

第 15 条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

（第 2 項 省略）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
条例を設け又は改廃すること。

（第 2 号以下 省略）

（長の専決処分）

第 179 条 普通地方公共団体の議会の議事が成立しないとき、第 113 条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議事を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第 1 条の 2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第 152 条又は第 252 条の 17 の 8 第 1 項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

（第 2 号以下 省略）

第 3 条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第 1 条の 2 の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

先進事例

あきる野市

- (1) 2市町同一又は一方のみに定めている条例，規則等については，基本的に現行の例によるものとし，双方に相違又は類似している条例，規則等については，いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一化を図り，事務事業に支障のないような適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 使用料，手数料，補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例，規則等については，それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。

篠山市

- (1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例，規則等については，同一又は1団体のみが制定しているものについては，原則として現行のとおりとする。
- (2) 類似，相違又は数団体に制定されているものについては，いずれかを基本に調整統一し，事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 合併協議会で確認された事項については，それぞれの調整方針に従って整理する。

西東京市

条例，規則等の制定に当たっては，合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき，次の区分により整備するものとする。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分により，即時制定し，施行させるもの

合併後，一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

合併後，逐次制定し，施行させるもの

さいたま市

条例・規則については，各協議項目の調整方針に基づき統一を図り，新市における事務事業に支障をきたさぬよう，整備するものとする。

石巻地域合併協議会構成市町の例規集登載状況

（平成15年4月1日現在）

	条 例	規 則	そ の 他	合 計
石 巻 市	176 本	259 本	179 本	614 本
河 北 町	163 本	138 本	180 本	481 本
雄 勝 町	120 本	105 本	120 本	345 本
河 南 町	140 本	163 本	193 本	496 本
桃 生 町	135 本	133 本	133 本	401 本
北 上 町	126 本	89 本	118 本	333 本
牡 鹿 町	150 本	115 本	143 本	408 本
合 計	1,010 本	1,002 本	1,066 本	3,078 本

協議第16号

国際交流事業の取扱い（協定項目 25-3）について

国際交流事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成15年10月9日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項 目	国際交流事業の取扱い（協定項目 25-3）
調整方針	<p>国際交流事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 国際交流事業については，これまでの経緯を踏まえ継続して実施することを基本とし，新市において調整する。2 国際交流協会については，合併後，速やかに統合できるように努める。また，国際交流団体への支援については，現行どおり新市に引き継ぐものとする。3 ホームステイ受入れ事業については，継続して実施することとし，受入先と事業主体については一本化することとし，新市において調整する。4 中高生海外派遣事業については，これまでの経緯を踏まえ，合併時まで新たな制度として創設する。5 国際交流基金については，新市においても，石巻市の例により基金を設置する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-3	協定項目の名称	国際交流事業の取扱いについて
調整方針	<p>1 国際交流事業については、これまでの経緯を踏まえ継続して実施することを基本とし、新市において調整する。</p> <p>2 国際交流協会については、合併後、速やかに統合できるように努める。また、国際交流団体への支援については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3 ホームステイ受入れ事業については、継続して実施することとし、受入先と事業主体については一本化することとし、新市において調整する。</p>		

項目	現				
	石 巻 市	河北町	雄勝町	河 南 町	
(1)国際交流事業に関すること(姉妹都市・友好都市を除く)	<p>【事業内容】</p> <p>様々な海外との交流への対応 在住外国人の支援(ゴミカレンダー作成) 海外ボランティア募集の推進 エバレット港湾局との交流 平成3年(1991年)11月のワシントン州エバレット港湾局の代表の訪問を契機に、エバレットと当市が海運、漁業、木材などの産業活動が共通することから、互いに協力し経済、技術、文化、教育、情報、アイデア等について友好提携を結び地域間の発展のために互いに助け合うことに合意し、平成5年(1993年)8月23日友好提携合意書の調印を行っている。現在、民間の経済交流を中心に交流が進められている。</p>	該当なし	該当なし	<p>【事業内容】</p> <p>海外から来町する外国人との交流事業 ・アメリカ ミシガン州マウントクレメンズ市を中心としたロータリークラブ会員(町中学生海外派遣現地世話人)招聘事業 ・アメリカ ミシガン州ノーバイ市を中心としたロータリークラブ会員等6名の受入れとラグタイム ピアノコンサートの開催</p> <p>海外交流先への訪問と連絡・調整 河南町海外公式訪問 平成14年10月21日～27日(7日間) アメリカ ミシガン州マウントクレメンズ市 カナダ ブリティッシュコロンビア州ホワイトロック市及びサリー市のサリバンヘイツセカンドグリー校</p>	
(2)国際交流協会・国際交流団体に関すること	協会名	石巻市国際交流協会	該当なし	該当なし	河南町国際交流協会
	設立	1997年7月7日設立			2001年2月21日設立
	事業内容	国際交流事業の計画及び実施、国際交流に関する啓蒙、普及、情報・資料の収集・提供、調査研究、諸団体との協力等			訪問団体の相互交流、教育、文化、芸術及び産業経済の相互交流、情報の収集と提供、町の国際交流事業への参加と協力等
	会員	1 正会員 (イ) 法人・団体会員・(ロ) 個人会員・(ハ) 家族会員(1家族) 2 準会員 (イ) 個人会員			個人及び団体
	事務局	企画部街づくり推進課			社会教育課
	会費	正会員 法人・団体会員(年額1口10,000円)、個人会員 一般(年額1,000円)、学生・生徒・児童及び未就学児童は無料			個人 年額2,000円 団体 年額5,000円
	補助金	平成15年当初予算 800千円			平成15年当初予算 590千円
国際交流団体への支援	<p>共催・後援の承認 各国際交流団体が行うイベントや講演会等の共催・後援の承認し、便宜の供与を行う。 補助金の間接募集 国・県・財団等からくる各種補助金情報を提供し、申請の手続き・助言を行う。 情報の発信 事業内容等の市報掲載や記者クラブへの情報提供を行う。</p>				

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画	分科会名	企画調整
-------	----	------	------

- 4 中高生海外派遣事業については、これまでの経緯を踏まえ、合併時まで新たな制度として創設する。
- 5 国際交流基金については、新市においても、石巻市の例により基金を設置する。

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
<p>【事業内容】 チュニジア共和国との交流 チュニジア共和国の留学生が本町へホームステイしたことをきっかけに、平成9年の在日チュニジア共和国大使の来町以来親しく交流を行っている。 町では、「チュニジア通り」をはじめチュニジア共和国にちなんだ道路(3本)を整備したり、町の祭りに大使を招待したりしている。 また、同国からは、友好のあかしとして「オリーブとジャスミンの苗木」「ディアナやネプチューンのモザイク(レプリカ)」など頂戴しており、それぞれチュニジア通りなどに展示している。 最近では、本町からチュニジア共和国の学校へパソコン8台を寄贈し、本町の中学生とのメール交換等で交流を深められるようにした。</p>	<p>【事業内容】 ホストファミリー招聘事業((3)で記載) 青少年海外研修事業((4)で記載)</p>	<p>該当なし</p>	<p>これまでの経緯を踏まえ継続して実施することを基本とし、新市において調整する。</p>
<p>桃生町国際交流協会 1996年4月19日設立 国際交流の推進に関する事業、教育文化及び産業経済福祉等の相互交流、情報、資料の作成、収集並びに提供、国県町の国際交流事業への参加協力等 目的及び事業に賛同する個人及び団体</p> <p>総務企画課企画広報班 個人会費(年額 2,000円) 団体会員(年額 5,000円)</p> <p>毎年150千円 国際交流団体に対して、国・県・財団等からくる各種補助金情報を提供し、申請の手続きや助言を行う。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>国際交流協会については、合併後、速やかに統合できるように努める。また、国際交流団体への支援については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-3	協定項目の名称	国際交流事業の取扱いについて
---------	------	---------	----------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(3)ホームステイ受入れ事業に関する事	該当なし	該当なし	該当なし	<p>中学生海外派遣交流先の中高生を本町に招聘</p> <p>【内容】 ホームステイによる町内各家庭との交流、ウエルカムパーティの開催、町内中学生との交流活動、県内史跡や観光地の見学、東北夏祭見学、フェアウェルパーティの開催等</p> <p>【招聘先】 (1)カナダブリティッシュコロンビア州ホワイトロック市のエルジンパークセカンダリー校 サリー市のサリバンハイセカンダリー校 (2)アメリカシガン州マウントクレムス市近辺の中高生及び日本語教室の生徒</p> <p>【助成】 町補助金 590千円(平成15年度) (財)未来の東北博覧会記念国際交流基金助成金 300千円(平成15年度)</p>
(4)中学生海外派遣事業に関する事	<p>海外短期語学研修事業 夏休み16日間</p>	該当なし	該当なし	<p>中学生海外派遣事業 7月上旬～中旬(10日間程度)</p>
	研修地	アメリカ合衆国西海岸(ワシントン州エバレット市)	アメリカシガン州マウントクレムス市並びにカナダブリティッシュコロンビア州ホワイトロック市・サリー市(H12～14)	派遣生徒 町内中学3年生16名 平成12年度まで10名
	対象者及び人員	研修生 扶養義務者が石巻市に住所を有すること高校生12名以内	参加生徒1人当たりの経費325千円のうち 個人負担 97,500円(3割負担) 町費助成 227,500円(7割助成)	参加生徒1人当たりの経費325千円のうち 個人負担 97,500円(3割負担) 町費助成 227,500円(7割助成)
	費用負担	1)参加者は、米国内の研修費用及び渡航旅費の35%を負担 2)参加者及び引率者に係る旅行取得のための印紙代、渡航手続き手数料、その他渡航に係る経費は全額個人負担 平成14年度実績 4,600千円(内市費 3,000千円)	平成14年度実績 4,600千円(内市費 3,000千円)	平成14年度実績 4,600千円(内市費 3,000千円)
(5)国際交流基金に関する事	平成3・4年度にそれぞれ1億2,500万円を積立、その元金(2億5,000万円)の利息運用で国際交流の事業資金に充て、国際交流を進めようとするもの。平成3年12月「石巻市国際交流協会基金条例」制定 近年の低金利により平成10年度から元金を取り崩している状況 ・基金残高(平成15年3月31日現在)189,632,706円	該当なし	該当なし	該当なし

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画	分科会名	企画調整
-------	----	------	------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>ホームステイ事業 【内容】 財団法人宮城県国際交流協会の「みやぎのふるさとふれあい事業」により実施 (平成14年度実施例) ・外国人7人を受け入れ ・1泊2日のホームステイ ・受け入れ先は公募して一般家庭から協力 【特記事項】 主催者は「桃生町国際交流協会」費用は、同協会が全額負担して実施</p>	<p>にっこり国際交流(ホストファミリー招聘)事業 平成6年度からの中学生研修生の派遣先であるアメリカ西海岸ワシントン州ノースベント市のホストファミリーを招へい。 【内容】 ホームステイ送迎、観光案内、ウェルカムパーティ、ホームステイ、さよならパーティ にっこり国際交流友の会(平成12年設立)が事業主体 平成13年度実績 * 財団法人自治体国際化協会から助成1,300千円(宝くじの普及広報事業費) * 町から助成600千円 * 友の会会費</p>	<p>該当なし</p>	<p>継続して実施することとし、受入先と事業主体については一本化することとし、新市において調整する。</p>
<p>青少年海外ふれあい交流事業 夏休み期間(8月中・下旬)6泊7日 オーストラリア(シドニー、メルボルン) 団員:桃生中学校の2・3年生の生徒20名 1)参加者は、交流事業に要する経費の内12万円(平成15年度より)を負担し、残額は町費を充当 2)参加者及び引率者にかかる旅券取得のための費用は全額個人負担 平成14年度実績 5,542千円(内町費3,542千円)</p>	<p>青少年海外研修事業 夏休み14日間 アメリカ合衆国西海岸(ワシントン州ノースベント市) 研修生 北上町に居住する中学生8名以内 1)参加者は、交流事業に要する総経費を参加者数で除した費用の5割を上限として負担 2)参加者及び引率者に係る旅行取得のための印紙代、渡航手続き手数料、その他渡航に係る経費は全額個人負担 平成14年度実績 3,473千円(内町費 2,281千円)</p>	<p>該当なし</p>	<p>これまでの経緯を踏まえ、合併時までに新たな制度として創設する。</p>
<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>新市においても、石巻市の例により基金を設置する。</p>

国際交流事業の取扱いについて

1. 提案の理由

国際交流事業においては、桃生町が平成 9 年よりチュニジア共和国と、河南町では、アメリカ ミシガン州マウントクレメンズ市、ノーバイ市及びカナダ プリティッシュコロンビア州ホワイトロック市、サリー市とそれぞれ交流を推進しています。

また、石巻市、河南町、桃生町においてそれぞれ国際交流協会が設立され、独自の活動を行っているほか、ホームステイの受入れや中高校生海外派遣事業等の実施有無など各市町にそれぞれ違いがあります。

新市においても、これまで進めてきた文化・スポーツ・生涯学習・産業経済等幅広い分野における交流を継続していくことが望ましく、制度の違いのあるものについては、できるだけ一本化し、国際交流事業の拡充に向け速やかに調整していく旨の調整方針としています。

2. 留意点(合併協議会の運営の手引きより抜粋)

国際交流事業については、合併後も、従前の事情を踏まえて、継続して事業を実施することが期待される。

3. 他市先進事例

西東京市(13.1.21 合併)

《国際交流に関すること》

合併後も現行の内容を継続して実施する。

周南市(H15.4.21 合併)

国際交流事業については、新市移行後、同様な制度はできるだけ一本化し、国際交流事業の拡充に向け速やかに調整する。

中学生等海外派遣事業については、新たに制度等を創設する。ただし、補助率については、新南陽市、鹿野町の例により、2 / 3 補助とする。

八代地域市町村合併協議会

広西壮族自治区北海市との国際交流事業については継続し、合併後改めて調印を行う。海外研修事業及び国際化事業については、新市において調整する。

松阪地方合併協議会

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 国際交流・研修等の制度 | 新市において制度の見直しを図る。 |
| (2) 国際交流協会 | 新市において新たに加入する。 |
| (3) 国際化推進計画 | 新市において新たに策定する。 |

協議第17号

広報・広聴関係事業の取扱い（協定項目25-4）について

広報・広聴関係事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成15年10月9日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項 目	広報・広聴関係事業の取扱い（協定項目25-4）
調整方針	<p>広報・広聴関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 広報紙については，原則，月1回の年12回の発行とし、創刊号の発行時期，内容，配布方法等については，合併時までに調整する。2 要覧については，新市においても発刊することとし，合併後検討する。3 マスコミによる情報発信については，新市においても積極的に活用して行政情報を提供することとする。4 ホームページについては，新市において新たに開設する。5 市民・町民意識調査，市民・町民懇談会，市政・町政モニター，市政・町政教室等の広聴事業については，継続して実施することとし，実施時期，内容等については，新市において調整する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-4	協定項目の名称	広報・広聴関係事業の取扱いについて
調整方針	広報・広聴関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1 広報紙については、原則、月1回の年12回の発行とし、創刊号の発行時期、内容、配布方法等については、合併時まで調整する。 2 要覧については、新市においても発刊することとし、合併後検討する。 3 マスコミによる情報発信については、新市においても積極的に活用して行政情報を提供することとする。 4 ホームページについては、新市において新たに開設する。		

項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
(1)広報紙発行業務に関する事	発行回数	年12回	年12回	年12回	年12回
	発行部数	46,800部	4,100部	2,100部	5,320部
	ページ数	24ページ	平均22ページ	平均16ページ	平均22ページ
	紙質	マットコート紙 A版44.5 [※] □	マットコート紙 A版44.5 [※] □	ニューエイジ A版70 [※] □	マットコート紙 A版48.5 [※] □
	印刷	1～4、21～24Pカラー その他1色刷り	表・裏表紙のみカラー その他2色刷り	2色刷り	2色刷り
	配布方法	行政委員を通じ月末に 配布(行政委員不在地区は郵送)	毎月第1木曜日行政区長 を通じ配布	毎月1日行政区長を通じ 配布	月末に行政区長を通じ 配布
	市(町)民以外の配布	市政功労者、礼遇者、 圏人会、交換市町村、 報道関係、希望者(有料) 等	町内企業、交換市町村、 関係機関等	町内企業、交換市町村、 関係機関等、町出身者の 希望者(有料)	町内企業、交換市町村、 関係機関等
	ホームページ	磁気媒体(PDF形式)により 公開	「かわら版かほく」として 公開(メディアシップにて 作成)	抜粋して一部を公開	磁気媒体(PDF形式)により 公開
広報会議				広報委員会の開催(毎月3日委員は10人会長は助役)	
(2)広報協会に関する事	日本広報協会(目的:広報紙づくりの実践的なノウハウの習得、情報交換等)に加入 負担金年42,000円	日本広報協会に加入 負担金年15,000円	日本広報協会に加入 負担金年15,000円	日本広報協会に加入 負担金年15,000円	
(3)市勢・町勢要覧に関する事	発刊時期	3年から4年ごと	5年ごと(町制50周年記念誌も兼ねる、15年度策定中)	13年度策定(町制60周年として)	残部数を勘案して刷新
	印刷部数	2,000部	5,000部	3,000部	3,000部(ミニ2,000部)
	頒布	希望者に1部1500円他、庁内、県内外官公庁報道機関へ無償頒布	希望者への頒布方法は決まっていない。町内全世帯、関係官公庁他毎戸へ無償配布	庁内、県内外官公庁報道機関へ無償頒布	庁内、県内外官公庁報道機関のほか希望者には無償で頒布

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画	分科会名	企画調整
-------	----	------	------

5 市民・町民意識調査, 市民・町民懇談会, 市政・町政モニター, 市政・町政教室等の広聴事業については, 継続して実施することとし, 実施時期, 内容等については, 新市において調整する。

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
年12回(本紙) 別紙毎月1・15日発行	年12回	年12回	発行回数は, 原則, 月1回の年12回とし, 創刊号の発行時期, 内容, 業者選定方法, 配布方法, 配布箇所, 職員体制については, 早期に事務担当者検討会議等を立ち上げ合併時まで調整する。
2,850部	1,500部	2,200部	
16ページ	16ページ	16ページ	
マットコート紙、別紙は、色紙薄口	マットコート紙 A版44.5 ^キ □	マットコート紙 A版70 ^キ □	
2色刷り 別紙は、墨刷り	2色刷り	2色刷り(6か月分の表紙と裏表紙はカラー)	
15日行政区長を通じ配布(別紙は1日,15日)	月はじめ行政区長を通じ配布	月はじめ行政区長を通じ配布	
町内企業, 交換市町村, 関係機関等, 町出身者の希望者(有料)	町内企業, 交換市町村, 関係機関等	町内企業, 交換市町村, 関係機関等	
磁気媒体(PDF形式)により公開	抜粋して一部を公開	抜粋して一部を公開	
日本広報協会に加入 負担金年15,000円	日本広報協会に加入 負担金年15,000円	未加入	新市においても継続して協会に加入する。
概ね5年	5年～6年(式典時)	5年	新市においても発刊することとし, 合併後検討する。
3,500部	2,000部	2,000部	
庁内、県内外官公庁報道機関のほか希望者には無償で頒布	庁内、県内外官公庁報道機関のほか希望者には無償で頒布	希望者に1部1,000円 他、庁内、県内外官公庁報道機関へ無償頒布	

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-4	協定項目の名称	広報・広聴関係事業の取扱いについて
---------	------	---------	-------------------

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
(4)その他広報に関する こと	記者会見	毎月第1月曜日、 午前11時から開催	定例はなし	定例はなし	定例はなし
	行政情報の提供	記者クラブ加盟各社への 情報提供	記者クラブ加盟各社への 情報提供	記者クラブ加盟各社への 情報提供	記者クラブ加盟各社への 情報提供
	お知らせ 広告等	必要に応じ随時掲載 (石巻日々、石巻かほく) FMコミュニティー放送 により1日2回合計5分 間、市からのお知らせ を放送(有料)	必要に応じ随時掲載 (石巻日々、石巻かほく)	必要に応じ随時掲載 (石巻日々、石巻かほく)	必要に応じ随時掲載 (石巻日々、石巻かほく)
(5)ホームページに関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・メインメニュー ・市の概要 ・WEB市長室 ・市役所の組織 ・職員募集 ・ご意見・ご提言 ・健康・福祉 ・生活・環境 ・税・年金・保険 ・教育・文化 ・産業・観光 ・情報公開 ・都市・建築 ・計画・財政 ・条例・規則 ・よくある質問 ・更新情報 ・各課からのお知らせ ・募集 ・検索 ・緊急時情報 ・広報・広聴 ・入札情報 ・合併関連情報 ・議会情報 ・様式ダウンロード ・リンク集 ・携帯版情報 ・子供向け情報 <p>管理運用 情報システム課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メインメニュー ・新着情報とお知らせ ・河北町紹介 ・かほくの特産品 ・河北町カレンダー ・かわら版「かほく」 ・かほく生活便利帳 ・SchoolWeb ・議会だより ・みんなのページ ・おとなりさん <p>管理運用 交流プラザ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メインメニュー ・新着情報 ・わたしたちのおがつ ・お知らせ ・暮らしの情報 ・ご意見広場 ・Uターン情報 ・フィッシング ・アウトドア ・観光施設 ・イベント ・おがつの名産 ・おがつの宿 ・おすすめ散策 ・リンクページ <p>管理運用 産業振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メインメニュー ・新着情報 ・町への問い合わせ ・災害・防災情報 ・災害情報掲示板 ・入札結果の公表 ・地域会議 ・まちの話題 ・検索 ・注目情報 ・みなさんからのお知らせ ・河南町の紹介 ・役場のしくみ ・施設案内 ・行事予定 ・リンク集 ・広報かなん ・議会だより ・子育て支援センター <p>管理運用 企画課</p>	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画	分科会名	企画調整
-------	----	------	------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
定例はなし	定例はなし	定例はなし	マスコミによる情報発信については、新市においても積極的に活用して行政情報を提供することとする。
記者クラブ加盟各社への情報提供	記者クラブ加盟各社への情報提供	記者クラブ加盟各社への情報提供	
必要に応じ随時掲載 (石巻日々、石巻かほく)	必要に応じ随時掲載 (石巻日々、石巻かほく)	必要に応じ随時掲載 (石巻日々、石巻かほく)	
メインメニュー ・桃生町の紹介 ・桃生町のデータ ・桃生の文化財 ・いきいき健康ホットライン ・広報ものう ・議会だより ・学校のページ ・くらしの情報 ・町内官公署等一覧 ・リンクの部屋 ・桃生町からのお知らせ ・新着・イベント情報 ・桃生町で取り組んでいること 管理運用 財務課	メインメニュー ・メッセージ ・最新情報 ・町の概要 ・町の木花鳥 ・観光案内 ・歴史・文化 ・施設情報 ・国際交流 ・写真町民 ・イベント情報 ・地場産品 ・企業誘致 ・お知らせ ・リンクページ 管理運用 企画財政課	メインメニュー ・お知らせコーナー ・まちの話題コーナー ・観光MAP ・牡鹿町の紹介 ・クジラレポート ・リンク集 管理運用 総務課	ホームページについては、新市において新たに開設することとし、開設時期、内容、職員体制については、早期に事務担当者検討会議等を立ち上げ合併時までに調整する。

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-4	協定項目の名称	広報・広聴関係事業の取扱いについて
---------	------	---------	-------------------

項 目	現		
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町
(6)市民・町民意識調査に関する こと	毎年定期的に1,200人を対象に実施 【調査内容】 13年度:ごみの出し方,高等学校教育,男女共同参画社会 14年度:石巻市と9町合併 15年度:石巻広域圏の合併	定期的を実施していない	定期的を実施していない
(7)市民・町民懇談会に関する こと	【対象】町内会や各種団体等 【開催時期】申し込みがあれば随時開催 【実施状況】件数7回,参集人員239人,要望件数36件	町政教室の中で懇談会を実施	定期的を実施していない
(8)市政・町政モニターに関する こと	市と市民のパイプ役として市政に参加。環境モニターも兼務。 【資格】市内在住の18歳以上の者 【定員】40人以内(地区推薦33人以内,公募7人以内) 【任期】2年,市長が委嘱	該当なし	該当なし
(9)市政・町政教室に関する こと	市の公共施設を見学。夏休み期間中には,親子教室を実施。 【実施時期】一般 5月~10月 半日コース 5回 一日コース 4回 親と子(3回)小学生3年以上の児童とその親 【定員】18人,マイクロバス1台 【実施状況】H14年度一般 8回,108人親と子 1回,13人	新規事業の施設や改修した施設を見学後,町長と懇談 【定員】各地区2名,計80名マイクロバス4台	該当なし
(10)その他広聴に関する こと	市長室開放デー 市長室を開放し,室内の見学や市長との懇談 【実施時期・時間】 原則,偶数月第3木曜日,午後1~7時 【実施状況】H15年4月来訪者 22人(男16・女6) 市政提案「市長への手紙」 市政の施策など市民からの提案・意見等を受け,優れた提案に対し表彰 【提案方法】郵送,提案ポスト,電話,電子メール等 【受付状況】H14年度136件(郵送75,電子メール41,提案ポスト16,他4) 市政相談(陳情・要望) 地域住民や団体から,市等に対する陳情・要望を受ける	該当なし	該当なし

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画	分科会名	企画調整
-------	----	------	------

況				調整の具体的内容
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
定期的に実施していない	定期的に実施していない	定期的に実施していない	定期的に実施していない	継続して実施することとし、実施時期及び内容については、新市において調整する。
定期的に実施していない	定期的に実施していない(不定期で実施)	概ね2年に1度開催(懸案事項について)	定期的に実施していない	継続することとし、地域審議会などの役割分担を明確にし、新市において調整する。
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	継続して実施することとし、実施方法及び実施時期については、新市において調整する。
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	継続して実施することとし、実施方法及び実施時期については、新市において調整する。
該当なし	町政提案「まちの声」 町民から不満や要望、提案など、投書形式(メールも可)で受付 【提案方法】提案ポスト、郵送、電子メール	該当なし	該当なし	各事業については原則として継続実施することとし、新市において調整する。

広報・広聴関係事業の取扱いについて

1. 提案の理由

広報事業については、1市6町はそれぞれ広報紙を発行し行政情報の提供に努めているほか、テレビ、ラジオ、新聞、ホームページ等を利用して広報活動を行っているが、その事業内容に違いがあります。

広聴事業については、石巻市では、定期的に「市民意識調査」を実施しているほか、「市政モニター」、「市長室開放デー」などといった独自の制度があります。また、市民・町民懇談会や市政・町政教室の手法や実施の有無など各市町にそれぞれ違いがあります。

まちづくりの主体は住民であり、個性的で魅力あるまちを築いていくためには、住民と行政が深い信頼関係による「住民との協働のまちづくり」を推進していかなければなりません。

特に合併に際しては、住民と行政の距離が大きくなり住民の意見が反映されにくくなるのではないかという懸念もあることから、広報広聴関係事業については、合併時及び新市において十分検討する必要があります。

これらを踏まえ、住民に対し、行政に関する情報を十分に提供し、かつ新しいまちづくりについての意見や生活に対する不安・懸念など住民の声を反映させる体制を整える旨の調整方針としています。

2. 留意点(合併協議会の運営の手引きより抜粋)

合併後の行政に住民の声をより反映させるシステムを充実し、住民の新しいまちづくりについての意見や生活に対する不安・懸念等に十分対応できる体制を整えることが重要である。

3. 他市先進事例

さぬき市(H14.4.1 合併)

- 1 新市においても、広報紙を発行することとし、発行日は毎月15日、発行回数は年12回とする。
- 2 新市において、ホームページを開設する。
- 3 大川町、寒川町、長尾町の各有線テレビは、合併時に統合する。ただし、チャンネルは現行のとおりとする。なお、津田町、志度町への事業拡張は、新市において実施する。
- 4 津田町の防災行政無線、志度町のオフトーク通信は、有線テレビの供用開始まで現行のとおりとする。
- 5 相談業務等については、新市において、現行の相談業務等が実施できるよう調整する。

松坂地方合併協議会

1 広報紙の発行

合併時に広報紙の統一を図る。原則として、発行回数は月1回、発行日は毎月上旬とする。ただし、合併後当分の間は、臨時発行することも含め、合併時まで調整する。

2 住民提案制度等

新市において速やかに検討する。

さいたま市

広報広聴事業については、以下のとおりとする。

ア 広報誌等の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。

イ 市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

周南市（H15.4.21 合併）

1 市・町広報誌（広報誌の発行、広報モニター制度、点字広報の発行、声の広報発行）

新たに制度等を創設する。

2 市政・町政だより[電波メディア]（ケーブルテレビ、電光掲示板）

新たに制度等を創設する。

3 公聴活動（市政・町政モニター制度、市政・町政懇談会）

新たに制度等を創設する。

第5回石巻地域合併協議会日程（案）

1. 日 時 平成15年10月24日（金） 午前9時30分から
2. 場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
3. 報告事項
 - 報告第26号 石巻地域合併協議会第1小委員会（第3回）について
 - 報告第27号 石巻地域合併協議会第2小委員会（第3回）について
 - 報告第28号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について
4. 協議事項
 - 協議第13号の1 財産の取扱い（協定項目5）について
 - 協議第14号の1 地方税の取扱い（協定項目9）について
 - 協議第15号の1 条例・規則等の取扱い（協定項目12）について
 - 協議第16号の1 国際交流事業の取扱い（協定項目25-3）について
 - 協議第17号の1 広報・広聴関係事業の取扱い（協定項目25-4）について
5. 提案事項
 - 協議第18号 介護保険事業の取扱い（協定項目21）について
 - 協議第19号 行政区の取扱い（協定項目23）について
 - 協議第20号 生活保護事業の取扱い（協定項目25-15）について
 - 協議第21号 新市まちづくり計画中間案（協定項目26）について
6. その他